「日本型福祉」と

保守支配体制の再編 ·強化厂

新

|||

敏

光

目

次

序章

福祉「資本主義」の模索 日本型福祉社会論——新保守主義宣言

英国病、もしくは先進国病

経済危機への対応――日本型福祉社会論の胎動

(b) (a)

大平政権

(d)

日本型福祉社会論の論理

第一節 財政危機

(d)

(c) (b) 年金をめぐる官僚政治 新保守主義と日本型福祉社会論 福祉見直しの国家内過程

大蔵省の財政硬直化キャンペーン 老人医療をめぐる攻防

財政危機と福祉見直し

福祉「資本主義」――制度的社会福祉観から残滓的社会福祉観へ

(c)

一般消費税案の挫折

(b)

財政赤字の政治過程

国家機能の肥大

第二節 行政改革

行政改革案の登場

鈴木内閣での行政改革

第三節 行政改革と福祉見直し

行政改革の理念

老人医療無料化制度の廃止

第一節 革新地方自治体の凋落 (c) (a) 右派主導の労働運動 労働と行政改革

企業福祉とデュアリズム

第三節 国家——社会関係

第二節 日本型福祉と保守支配体制

福祉見直しの国際比較

残滓的福祉国家

保守支配体制を超えて?(以上本号)

(c) 年金改正 (以上二五巻一号)

保守支配体制の再編

第二節 コーポラティズムとデュアリズム

## 第三章 保守支配体制の再編

「革新の時代」は終焉を迎える。 印象を、マス・メディアを通じて国民の間に広く浸透させることに成功し、一九七〇年代後半革新自治体は、一転 革新陣営に止まらず地方自治体全般に見られた現象であったが、保守はこれを革新自治体の「放蕩」の結果と批判 して守勢に回ることになった。一九八〇年までには、東京、大阪、京都、沖縄といった代表的革新自治体が瓦解し、 のきっかけは、一九七〇年代中葉の経済危機が惹起した財政難であった。景気後退から生じた地方財政の危機は、 危機を利用し、公的福祉制度充実への道を切り開いていったのは、革新自治体や左派労働勢力であったが 一九九一参照)、こうした反対派勢力は七〇年代後半に保守連合の反撃にあい、衰退していった。革新自治体凋落 福祉見直し過程は、 革新首長の行政管理能力を問題にした。保守陣営は、革新自治体は非効率であり、財政にルーズであるという マクロ・レベルにおける権力関係の変動を反映していた。一九七〇年代前半に社会的統合の (新川、

たのは、一九七五年春闘である。この年の春闘では、労資協調による賃金抑制を推進した国家・資本・右派労働勢 制によって労働戦線を統一しようという総評の戦略を打ち砕くことになった。総評の凋落を決定づけることになっ 九九一)。しかし一九七三年石油危機以後、総評の戦略を支えた状況が一変する。資本蓄積の危機が、左派主導体 まると、これを背景に社会保障政策の充実を訴え、一九七○年代前半には一定の動員能力を確保しえた(新川、 一九六〇年代右派労働勢力に押され気味であったが、保守支配体制・生産第一主義への世論の批判が高

事件以後、 こうした右派労働の主流は、 あくまで大幅賃上げを獲得しようとする総評とが、真向から衝突した。 右派労働勢力は、 国家・資本との協力体制を強化すると共に、右派主導による労働戦線統一を推進する。 公的福祉の充実を要求しながらも、 財政危機への対応の緊急性に理解を示し、 結果は、 総評の惨敗に終わる。 この

建のための福祉見直しには、

むしろ好意的態度をとった。

さらには財政危機を直接的契機

体制 た労働市場の二重構造の強化に加担していったことを明らかにする。 春闘における敗北に関しては、 勢力・汎福祉勢力の衰退は、保守連合による周到な「仕掛け」によって準備されたのであって、こうした保守支配 クロな政治過程の分析に止まることなくマクロな権力レベルに言及する必要がある。保守支配体制への主要な反対 とする。こうしたポスト福祉国家戦略としての新保守主義戦略の持つ政治経済学的意味を理解するためには、 凋落を分析し、 国家の福祉見直し、 さらには企業レベルにおける日本型福祉の浸透を促進し、結果として一九七〇年代後半から顕著になっていっ の強化を背景に、 次に右派主導による労働運動が、保守支配体制の一翼を担い、行政改革下での福祉見直しを支持 残滓的社会福祉観への回帰は、 初めて社会統合と資本蓄積への新保守主義戦略が可能となったのである。 筆者は他所で論じたことがあるので (新川、一九八四)、ここではまず革新自治体 直接的には資本蓄積の危機、 なお労働市場におけるデュアリズムの強化に 総評の一九七五年

### 第 節 革新地· 方自治体の 凋

落

ついては、

拙稿

(一九八九) の議論を参照されたい。

石油危機を引き金とした景気後退の煽りで、 国家財政は逼迫する。 一九七四年度には早くも実質約七、 七〇〇億

円の歳入欠陥が生じ、一九七五年にはさらに前年度比一三%の減収、約三兆九、○○○億円にのぼる税収不足とな

これに追い打ちをかけたのが、地方財政の硬直的構造であった。地方財政のなかで、義務的経費が一九七四年から 七五年にかけて一九・九%伸びたのに対して、投資的経費は四・一%しか伸びていない。その結果、義務的経費は れた経済状況にある。不況によって税収が伸びないにかかわらず、他方ではインフレ・コストが累積していった。 る(高寄、一九七八、一六―二三頁)。地方財政赤字の直接の原因はいうまでもなく、スタグフレーションといわ ベルを見ると、全国六四四市のうち、単年度収支では三八七市が、実質収支では一二五市がやはり赤字となってい 政府レベルにおいても例外ではなかった。一九七五年度決算(普通会計)では、全都道府県が単年度収支で赤字に 転落した。実質支収をみても、東京、神奈川、大阪、兵庫といった大型自治体は、軒並み赤字であった。市町村レ 赤字国債二兆三、○○○億円を含む三兆四、八○○億円の公債が増発された。税収減による財政逼迫は、

題は高い人件費によって引き起こされているという自治省の見解を、好意的に紹介している(『朝日』一九七五年 月二一日に自治省の調査に基づき「給与差さらに開く――国より高い地方公務員」なる記事を掲載し、 与と「バラマキ福祉」であった。地方公務員給与への批判は、朝日新聞が口火を切った。朝日新聞は一九七五年一 の給与を一〇〇とした場合、都道府県平均は一一一・三、政令指定都市では一一六・一となっており、 | 月二一日)。その後も「武蔵野市、部長級の退職金はなんと四千万円」(一月二三日)、「天井知らずの自治体給与」 中でも、財政硬直化の元凶として批判を浴びることになったのが、人件費と民生費、「高すぎる」地方公務員給 地方財政問 国家公務員

全体の四八・三%を占めるに至っている(髙寄、一九七八、一六頁)。

(一月三〇日) といった煽情的な報道を行っている。

る地方統一選挙の争点とすると公言した。

ことは確かである。 は、こうした一般的なことではなかった。地方自治体の人件費批判は、革新自治体攻撃として展開されたのである。 一九七五年二月一三日、松野頼三自民党政調会長は、 地方公務員の給与水準が高すぎるかどうかはともかくとして、地方財政の中で人件費が大きな比重を占めていた 横浜、川崎を名指しで批判し、こうした状況は人件費の高騰によるもので、自民党はこうした財政硬直化を来 一九七五年度の地方財政の歳出構成比を見ると、人件費が三六・九%となっている。 財政硬直化のワースト四として、革新の旗を掲げる東京、 だが問題

大臣は、 と比べた場合、決して大きすぎる数字とはいえまい(『地方財政白書』、一九七七、二七八頁)。しかし福田一自治 七、二七八―二八一頁)。しかし民生費が歳出に占める一割という数字は、土木費一九・九%、教育費二七・〇% 一・五%であったのに対して、民生費の場合三〇%となっている(『地方財政白書』、一九七二、二三二頁:一九七 九七○年の七・七%から一九七五年には一一・一%にまで伸びており、この間の歳出全体の伸び率が年平均二 地方政府による先導的福祉は、革新自治体によって始められたものであり、これを「バラマキ」福祉と批判する 当然革新行政への攻撃であった。確かに民生費の歳出構成比を都道府県と市町村の純計について見ると、 地方自治体が福祉政策を優先してきたことが財政を圧迫してきたと警告し、福祉見直しを要請している

神奈川県知事といった革新のホープが、「背伸び福祉」の反省が必要、低成長を迎えて新しい福祉観が必要と相次 いで発言した。これに対して全国革新市長会総会では、「不況、低成長だからこそ福祉は必要」との批判の声が続 財政難に際しては、 革新陣営のなかにも動揺が見られた。例えば、 一九七五年七月には、 飛鳥田横浜市長、

(『朝日』一九七五年二月二三日)。

をたしなめている。美濃部によれば、「金がないから福祉をやめるという発想は、まったくの逆立ちの発想」であ 出し、飛鳥田は「低成長時代で福祉見直し」というのは真意ではなく、「思いつきや人気とりの福祉」の問題点を 指摘したものであると弁明している。美濃部東京都知事は、こうした飛鳥田の動揺とは全く無縁であった。 また東京都の場合都単独の福祉事業が普通会計全体に占める割合は微々たるものであり、「誤解をおそれずに 一九七六年の新年挨拶のなかで、「現在の政治状況の中で、福祉見直し論は危険」と語り、暗に飛鳥田、

福祉はもっとばらまかなくてはならない」(高寄、一九八一、六七頁)。

労・総評への牽制でもあった(日比野、一九八七、八二頁:有田、一九九一、一九四頁以下)。一九七五年春闘では 日)といった記事で、都財政を批判している。こうした批判は、革新首長へ向けられたものであると同時に、 先取り福祉による放漫財政の結果、財政危機を招いたという見解を示している。さらに朝日は、「なぜふえた『管 るために、東京都が最も良く利用された。地方自治体の人件費問題を率先してとりあげた朝日新聞は、 一月二一日の自治省調査報告の翌日には、「行き詰まった東京都の財政」と題する社説を掲載し、都が人件費の乱費、 このような美濃部の挑発的態度もあって、高すぎる人件費とバラマキ福祉とを革新行政とイメージ的に結びつけ 都庁の場合」(三月八日)、「退職金、エリートほどがっぽり自治体、都の場合管理職に特別加算」(三月一六 一九七五年

市民参加による政治である。美濃部は、一九七一年六月三〇日都議会において、フランツ・ファノンの言葉 年三月)をとり上げよう。上之郷によれば、革新行政の特徴として第一に指摘されるのが、住民との対話であり、 保守からの革新自治体攻撃の典型として、ここで上之郷利昭「革新自治体の栄光と悲惨」(『文藝春秋』一九七五 | | | | |

政府・日経連の賃金抑制の方針に対して、総評が烈しく反発していたのである。

ると批判する。公共住宅建設は、こうした住民エゴによって、大阪、東京では大幅に遅れているという(上之郷: れは、後に「橋の哲学」として有名になったが、上之郷は「橋の哲学」は、住民のエゴを助長し、都市計画を歪め とえ橋一つ作られるにしても、 ないほうがよい――を引用し、ここに住民自治の理念と住民参加の姿勢のあり方が述べられていると演説した。 その橋の建設が、そこに済む多くの人々の合意がえられないならば、 橋は建設され

一九七五、九五—一〇〇頁)。

る。 ゴルフ練習場まで備え、庭の美しいデラックスなもの」である(上之郷、一九七五、一〇一―一〇二頁)。身体障 ŀ١ たと考える。上之郷によれば、その象徴的な例が、中野区役所の新しい建物であり、京都にある老人憩いの家であ の家は、「八五畳の大広間、 上之郷は、 中野区の建物には、身体障害者用の手洗いや車椅子で上がれるスロープ式階段がある。また京都にある老人憩 思考の貧困が表れている。上之郷は、革新―母性、保守―父性という図式から、次のように結論する。 老人の快適な生活への配慮が、母親への甘えから生じた放漫財政の象徴として指摘されているところに、「父 国民が働きすぎで家をかえりみない父親に代わって、母親の優しさを求めた結果、 四〇畳のサンルーム、カラーテレビ五台、あんま機二台、囲碁、 将棋から、 革新行政が誕生し 老人洋

こす。 高度成長を支えたのが、 女たちである。 自らに責任を持たない、 が圧倒的な女性有権者に支えられて登場したことはとりわけ象徴的である。父権を失った社会は幼稚化現象を起 革新自治体の輩出は父権を喪失した今日の社会状況を象徴的に反映しているといえようし、 闘い・働く男たちであるとすれば、そのアンチテーゼとしての革新自治体を支えるのは、「守り」 自制心に薄い、目先の利益にとらわれて長期的展望を持たない、依存心が強い、自己主張が強 なかでも「スマイ

率直に表明している。 社会への憧憬、福祉―母性―幼稚―エゴといった図式の提示によって、保守のなかに抜きがたくある性差別意識を ここでの上之郷の論理が、先にみた英国病批判と同じものであることは、直ちに読みとれる。福祉の発展した社 国民を甘やかし、独立心をなくさせ、依存心を強くし、エゴイスティックにする。さらに上之郷は、父権的

三、市平均で一一三・八となっている。しかしラスパイレス指数が絶対的基準たりえないことは、いうまでもない。 ラスパイレス指数では、比較対象が一般職に限られていること、そもそも国と地方では職員構成に大きな違いがあ りも高いのは否定できない。自治省の計算した一九七四年四月段階での給与水準をみると、都道府県平均で一一一・ 同じであると改定して、その団体の平均給与額を国の給与額を基準─一○○として表した数値)を見る限り、国よ 名古屋九四、二一三円、大阪市九五、六七一円、川崎九〇、五九七円となっている (上之郷、一九七五、一一一頁)。 九七、七○四円となっている。市の全国平均は八○、○四七円であるのに対して、革新市政の横浜九五、四四一円、 府県職員の平均基本給月額は九三、八八一円。これに対して、京都一○三、一九七円、大阪九七、○五七円、東京 指摘する。さらに自治体職員の給料は国家公務員より高く、なかでも革新自治体の給料はさらに高いという。 人件費が倍増しているとして、この原因は役職の数が、一、七九六から三、二八六へと大幅に増えた結果であると 地方自治体職員の平均給与が、自治省の発表したラスパイレス指数(地方公共団体の職員構成が国の職員構成と 父権の回復に燃える上之郷の革新財政批判を紹介してみよう。上之郷は、一九七二年から七五年の間に東京都

ることや、サーヴィスの質の違い等が考慮されていないといった問題点がある(高寄、一九七八、五三―五四頁: 一九七五、一○○頁)。したがって、地方職員の給与がラスパイレス指数として国を上回っているとはいえ、

四・二、京都一一二・三は、都道府県平均を僅かに上回っているにすぎない。東京の一一八・三は、確かに都道府 そこから地方自治体職員の給与が高すぎるとは俄には断じ難い。 さらに、地方レベルでみて革新自治体の給与が高いということは、 ラスパイレス指数からはいえない。 大阪

県レベルでは一番高い。しかしこれとて、革新行政が原因とはいえない。保守都政であった一九六七年当時の数字 が少なくない。トップ二○の市をみると、一二市が革新、八市が保守となっている。これらの市に共通の特徴は、 とはいえない。市レベルでは、最もラスパイレス指数の高い高石の一四五・三を始めとして、一二〇を超える場合 をみると、一二六・五となっており、東京の指数は、実は美濃部都政下では一貫して下がっているのである(伊藤 一九七五、五五頁:内伸・坂東、一九七九、一二〇頁)。また東京の数字は、市レベルと比べると、必ずしも高

革新市政であるということではなく、大都市圏にあるということである(『朝日』一九七五年三月八日夕刊)。

次に福祉を見てみよう。上之郷の提出する一九七三年度の予算配分率に依拠しても、大阪、京都といった革新自

東京である(上之郷、 対して、大阪一○・七%、京都九・三%となっている。問題は一八・五%というずば抜けて高い数値を示している 治体に関しては、 通常の目的別項目とは異なる福祉関係費という項目を比較しているところが味噌である。東京都は道府県と異なり、 福祉関係費(民生費+衛生費)が道府県平均よりも高いとはいえない。道府県平均一〇・〇%に 一九七五、 一九六頁)。だが実はこの数字を文字通りに受け取ることはできない。 上之郷が

清掃業務を管轄しているため、この分衛生費の比率が高い。一九七三年度の都の衛生費一、四六五億円の内清掃費

となっており、一九七〇年代の都の民生費の伸びは相対的に低く抑えられていたといえる(『地方財政統計年報』、 報』、一九七五、一一一─一一三頁)。さらに一九七○年の民生費の額を一○○として一九七三、七五、七九年の数 県九・六%に対して都一○・一%となり、大きな違いはなくなる。また通常社会福祉関係費とみられる民生費の歳 値をみると、東京都の場合一六四、二二二、三二五であるのに対して、都道府県平均では一六八、二四七、三八六 出構成比を見ると、都の五・八%は都道府県平均五・五%から大きく逸脱するものではない(『地方財政統計年 みると、道府県平均九・七%に対して東京都は一六・三%と確かに際立って高いが、これから清掃費を除くと道府 祉関係費に加え、東京都を他の道府県と比べるのは公正に欠ける。一九七三年度の民生費+衛生費の歳出構成比を が八六一億円であり、この数字は民生費総額八一五億円よりも大きい。こうした特殊事情を無視して、

了一、京都 表に踏み切った背景には、政府・自民党の統一地方選挙に向けた思惑があった。TOKYO作戦の最大のターゲッ の配慮から、 YO作戦というわけである。 は大阪と沖縄、 によれば、自民党政府は、一九七四年にはTOKYO作戦なるものを練り上げていたという。Tは東京、二つのO にもかかわらず、自民党政府は一九七五年統一地方選挙対策として、反革新キャンペーンを繰り広げた。 このように人件費からみても、 ―蜷川虎三、横浜―飛鳥田一雄、沖縄―屋良朝苗)を、保守に奪還するために考案されたのが、TOK ラスパイレス指数を公表していなかった(『朝日』 一九七五年三月二日)。それをあえて一九七五年公 Kは京都、 Yは横浜のイニシャルであり、これら代表的革新基地 例えば、自治省は従来、自治労に利用され給与の高価安定を招くとの危惧や大蔵省へ 福祉からみても、革新自治体が特に財政的に放漫であるとは、俄には断じ難い。 (東京—美濃部亮吉、 ある報告

トは、いうまでもなく首都東京である。

なケースは、 七五年一月二四日には美濃部都知事が直接福田自治大臣へ陳情を行っているが、 アップのための起債が許可されたという先例があった。しかし都の申請に対する政府・自治省の反応は鈍く、一九 ニクソン・ショックに対する財政対策として、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県の不交付四団体に対してベース・ 阪の起債は不許可となった(日比野、 治体の起債には政府の許可が必要とされていることに従い、東京都は政府に起債許可を求める。 た東京都は、 政府・自治省は、 一九七四年度分の給与ベース・アップを地方債によって賄おうとした。 給与の合理化をするまで当面起債を認めない方針であり、 直接的影響力行使によっても、 一九八七、八八─九○頁)。当時の自治省財政局長松浦功は、 美濃部都政に圧力をかけている。 合理化ができなければ財政再建団体に指定 結局上記四団体のうち、 地方自治法によって、 不況の煽りから財政難に陥っ 一九七一年度には 東京都のよう 東京、大 地方自

ての ざす。 述べた。 すると、露骨に都に圧力をかけている(『朝日』一九七五年七月一三日)。 実施しようとした。 指導もあって、 で打ち出していたためであった。美濃部都政が、老人医療無料化をめぐって、政府・厚生省と対立したのは 政府・ 「買い占め」、「売り惜しみ」といった企業行動が反発を買い、 地方自治体は憲法によって課税自主権を認められているが、課税方式の統一化を方針とする政府・自治省 美濃部はさらに、 自治省が美濃部都政を標的としたのは、美濃部が革新首長のリーダーとして、 これはほとんど有名無実化していた。美濃部はこの権利を利用して、 他の自治体への波及効果を恐れた政府・自治省は当然これに反対したが、石油ショッ 地方の中央からの自立、 地方自治権の確立をめざして、 美濃部の方針は世論に好意的に迎えられた。次 自治体の課税自主権の復活をめ 大企業への不均一超過課税を 中央に挑戦する政策を相 クに際し の

比野、一九八七、三六―六五頁:内伸・坂東、一九七九、一二六―一二七頁)。 うした課税自主権奪回の運動を、自治体の真の主体性を確立するための独立戦争、財政戦争と呼んだのである(日 しては、市町村税分が政府の税制改正で大幅引き上げとなるため、独自の引き上げが見送られた)。美濃部は、 にもかかわらず東京都は、一九七四年度法人事業税を一二%から一四%に引き上げる決定を下す(法人都民税に関 善策として政府は、自ら法人税と法人市町村税の引き上げを決定し、地方個別の課税の動きを牽制しようとした。

成が知事職といえるのです」という自治官僚の発言は、自治省キャリアの平均的意見といえよう(神、一九八六、 務省の嫡流、いうなれば自治官僚の知事志向は伝統的なものです。……地方行政にたずさわる者として、その集大 れるようになったわけだが、旧内務官僚、自治官僚の最終目標が知事であることに変わりはない。「自治省は旧内 が出現するに至っては、自治官僚の革新嫌いは、ほとんど生理的なものになっていたようである。さらに革新首長 場をとり、自治省の自治体コントロールを批判するからである。美濃部のように財政戦争まで挑んでくる革新首長 加することは、好ましいことではない。戦前においては、内務官僚は官選で知事に任命された。戦後知事は公選さ の増加は、自治官僚の個人的利害に反する。退官後に知事を目指す自治官僚にとって、アマチュアの革新首長が増 自治官僚が革新自治体を警戒し、時にはこれに明示的な圧力を行使するのは、革新自治体が通常反中央政府の立

<u>1</u> らなかったという(神、一九八六、二八頁)。 松浦功は陳情に現れた都の幹部に対して、「俺は革新なんか嫌いだ。美濃部はその代表だから大嫌いだ」と公言して憚

一五一—一五二頁:上之郷、一九七九)。

価高、 力がたりない」(三四・〇%)との声が強くなっている(日比野、 財源を確保できないため」との指摘も、三二・五%に達していた。しかし翌年の調査では、 性インフレによる諸経費の値上がりによるもの」という声が七○・一%に上り、また「国の規制のため都が必要な という意識が、 がない」、「自治体首長には が勝利を収めた。 放漫財政」キャンペーンにもかかわらず、 年四月の選挙では美濃部が三選を果たす。 府 不況がトップに挙げられてはいるものの、「都の人件費が高すぎる」(五〇・一%)、「節約するなどの都の努 自民党のマス・メディアを動員した強力な反美濃部キャンペーンや直接的圧力にもかかわらず、 徐々に国民の間に広まっていったからである。一九七四年一一月の調査では、「都財政の危機は悪 しかしながら反革新キャンペーンは、着実に国民の意識を変えていった。「革新は都市運営能力 (革新がしばしば支持する)知識人・文化人よりも、実務に通じた人物が適切である」 善戦したといえる。四七都道府県のうち、一○の自治体において革新系 一九七五年の統一地方選挙では、革新候補は、 一九八七、一〇八頁)。 保守の展開した 財政難の原因として物 九七五

受け入れられていく。一九七八年一月の調査では、革新行政の短所として、「住民エゴ」(二一・八%)、「行政の非 経済不況、 くない方」と答えた数が「良い方」と答えた数を上回っていた。大阪では否定的評価一五・八%に対して肯定的評 大阪、京都、横浜、沖縄でアンケート調査を行ったところ、行政への総合評価では、横浜を除いて全ての地域で「良 自民党のTOKYO作戦が、着々と効果を挙げていることを物語る興味深い調査結果がある。読売新聞が、 能率」(二〇・七%)、「イデオロギー過剰」(二〇・七%) が挙げられている(高寄、 国民のなかに経済不安が広がっていくと、革新の理想主義は頼り無く、保守の実益誘導が説得力を持ってくる。 財政難のなかでは、 地方政治に必要なのはイデオロギーではなく、管理能力であるという保守の主張 一九八一、八二頁)。さらに

京都、沖縄では、前者が後者を大きく上回っていた(『読売』 一九八七年五

月二九日。。

(2) 否定的評価と肯定的評価の割合は、東京で二四・七%と一六・八%、京都で二五・六%と一七・九%、沖縄で二九・六% と一二・六%となっている。ちなみに最も多い回答は、「普通」となっている(東京四八・七%、大阪五五・四%、

「財政危機の瀬戸際に立たされ、『財政戦争』の旗を下ろして自治省に頭を下げたうえ、勤勉手当の支給問題などで 世論の批判を浴びたばかりか、身内である職組との関係も完全にこじらせてしま」い、指導力を低下させていた(若 事務次官細郷道一であった。「蜷川氏は必死に後継候補を推しながら敗れ、保守にその城を明け渡した。飛鳥田氏も、 都府政は保守によって奪還され、また社会党委員長に転出した飛鳥田横浜市長のポストを継承したのは、元自治省 と断られるという醜態を演じた」(若宮、一九七八、三二頁)。また美濃部はこの年まだ任期を一年残していたが、 自治官僚を、何とか『革新』的であるかのように見せようと苦労した揚句、当選すると革新市長会入りもピシャッ 自民党から社会党まで共産党を除く六党相乗りという不本意な選挙を強いられ、『脱イデオロギー』を標榜する元 ルにおける保守回帰の流れは、一九七九年地方統一選挙前には、既に決定的なものとなっていた。蜷川引退後の京 こうした調査から、革新首長が一九七〇年代後半徐々に国民的支持を失っていったことが、窺われる。地方レベ 四六・六%、横浜五〇・五%、沖縄三三・五%)。

宮、一九七八、三二頁)。

豹変の背景には、 当時の新自由クラブ都連代表小杉隆は、もし同じ状況で鈴木都知事ならば、訴訟を認めたと発言しているが、その 議席を獲得し、 背景には、七月の都議会選挙で美濃部都政を支える与党三党(社会党、公明党、共産党) 比野、一九八七、一二九―一三四頁:内伸・坂東、一九七九、一三一―一三二頁)。美濃部はまた、 然化する。象徴的なのが、事業用固定資産税の超過課税の挫折であろう。 していたが、 へと大きく後退し、 既に三○年が過ぎており、三○年も続く「当分の間」とは社会通念に反するというのが、 な自治体財政の制約は、憲法違反、 の戦いとして、起債訴訟を試みる。 画(一九七七―七九年)の目玉ともいうべきこの案は、都主税局と主税局労組の反対によって実行不可能になる (日 の任期となることが常識視されるなかで、都庁内における指導力が低下し、「財政戦争」への内部からの批判が公 石原慎太郎を敗り、 「当分の間、 一九八七、一五一―一五二頁)。しかし美濃部の起債訴訟案件は、一〇月一四日都議会で否決される。 自治体の起債権を裁判にかけて争う」との決意をしめす。 選挙後は態度を変える。 自民党も五議席増やし、 都道府県の起債については自治大臣の許可を必要とする」としていた。この条文が作られてから 自治省の説得工作があったともいわれる 過半数 三度都庁に入ることになった美濃部であったが、 (六四議席) 法律違反ではないか」と問題を提起し、「制度の矛盾を打破する象徴的な手段 一九七七年五月二日憲法施行三〇周年記念講演会で、 訴訟反対に回った理由は、「美濃部の体質が非常に危険」というものであり、 五六議席となっていた。新自由クラブは選挙公約では起債の自由化を支持 割れを起こしていたという事情がある。 (田原、 地方自治法では、 一九八〇、二四一頁:日比野、 かっての圧倒的人気は既になく、 財政戦争の継続をめざす行財政三ヵ年計 かわって新生新自由クラブが 自治体の起債権を認め が七〇議席から五四議席 美濃部の主張である 美濃部は、 一九八七、 財政戦争最大 「今日のよう また最 ⊕ ∃ 五

—一五八頁)。

ろ自治省のいいなりにしなければならなかった屈辱、自治省に「奴隷の言葉」を強いられたことへの慨嘆をこめた に満ちた演説を行っている。後に回想録のなかで、美濃部は、「惨澹たる状況」といった中には、赤字よりもむし それにしても、これほど惨澹たる状況の中で幕をひくことになろうとは思いもうけぬことでありました」と、苦渋 議会の開会日、「四年前、私は、栄光を求めてではなく泥にまみれる覚悟で有楽町に戻った、と申し上げましたが、 後の都知事選では後継者指名を問わず、中立の態度を守った。美濃部は一九七九年二月、彼にとって最後となる都 の和解が成立したという憶測もある(田原、一九八〇、二四一―二四二頁)。事の真偽はともかく、美濃部は引退 財源対策債の許可を得る。ちなみに福田との会談において美濃部が後継者指名をしないと約束したため、自治省と 訪問し、自治省の意向に沿った財政健全化計画を提出することに同意する。その結果、都はようやく五五○億円の 自治省への無条件降伏の他なかった。美濃部は、一九七八年一月一〇日福田首相、一九日には加藤武徳自治大臣を 財政戦争敗北の後、東京都が赤字団体(起債制限団体)に転落するのを防ぐために美濃部に残された道は、政府

でもあった。|九七三年には自治省出身の知事は||名であったが、|九七九年には|九名に増加している。それ うTOKYO作戦は、ここに成就することになった。これは、自民党の勝利であるばかりではなく、自治省の勝利 財政難の中では理念を説く素人革新知事より実務管理能力をもった知事を求める国民の声(政府・自民党、マ 東京都、大阪府、 九七九年美濃部の後継者として都民が選択したのは、元自治官僚の鈴木俊一であった。一九七〇年代末までに 京都府、沖縄県、横浜市の首長は全て保守系となった。自民党が一九七四年に画策したとい

と語っている(日比野、一九八七、三頁)。

ス・コミによって操作された部分が少なくないが)が圧倒的となった結果であった(田原、一九八〇、二三九頁:

一九八一、第四章)。

# コーポラティズムとデュアリズム

(a)

右派主導の労働運動

半の福祉見直し運動に対する労働の対応は、必ずしも一本化されたものではなかった。左派労働は、 てではなく、 年金の結付レベルを国民年金レベルにあわせて引き下げ、厚生年金積立金を国民年金の運営に利用しようとしてい 批判的であり、右派は概ね同情的であった。総評は老人医療有料化反対、年金改正反対の立場を鮮明にしていた。 立方式に代えて賦課方式を採用すること、などの制度要求を行った。これらの要求は、七〇年代後半繰り返し提出 委員会によって基金を運用すること、国民年金の支給開始年齢を六五歳から六○歳に引き下げること、将来的に積 年金基金運営の民主化、 の二〇年の拠出期間の後に、平均水準報酬の六〇%給付が保障されるよう厚生年金制度の改善を求めた。 るとして、その案を批判した。総評によれば、国民年金の財政運営の改善は、厚生年金積立金を流用することによっ 一九七五年一月に基礎年金構想が発表された際、総評は直ちにこれに反対を表明している。 九七九―八〇年の年金支給開始年齢引き上げの動きに対しては、労働は一致して反対したが、一九七〇年代後 国庫補助を増やすことによってなされるべきであった。一九七五年春闘では、 すなわち大蔵省に資金運用を委ねるのではなく、 労働を含む利害関係者が参加する独立の 総評は、厚生省が厚生 総評は現行制度の半分 概してこれに また厚生

されることになる

ことは窺えるが、民間での組織化が大きく遅れており、また全国一千万人という退職者の数を考えると、総評の退 る(『日本労働年鑑』、一九八〇、三二一頁)。こうした数字から、総評の高齢者組織化が一定の前進を示している 月現在では、一八単産一九万余名(うち民間八、○○○名)、県退職協二一万余名(うち民間四万名)となってい を組織し、全国八ブロックに地方組織を編成している(『日本労働年鑑』、一九七八、三四三頁)。一九七八年一〇 格化した退職者の組織化状況を見れば、七六年一二月現在で「全国高齢者・退職者の会連絡会議」は、一六単産退 職協一五万余名(うち民間五、七○○名)、県退職協四六都道府県一七六、○○○名(うち民間五四、○○○名) 月九月に開かれていた「全国高齢者集会」は、一九七五年には一万人の参加者を数えた。一九七〇年代になって本 前述のように、総評は一九六〇年代後半から高齢者の組織化に着手していた。一九六七年にスタートし、

よって提案された年金支給開始年齢の引き上げに関していえば、それが包括的改正案の一環として熟慮されたもの とが望ましいとされていた。同盟はこのように、基礎年金構想に賛意を示していた。しかし一九七九年に厚生省に に至っている。また年金に関しては、同盟はナショナル・ミニマム基準を導入することを提唱している。同盟案で かし同盟の主な関心は、一部自己負担への反対にではなく、老人保健医療の総合的制度を確立することにあった。 九八〇年までには、同盟は財政的負担を軽減するために老人医療の一部自己負担はやむを得ないとの立場をとる 同盟は、当初は老人医療の有料化に反対し、無料化制度を六○歳開始にまで引き下げることを要求していた。し 単独者の場合平均水準報酬の三○%、夫婦の場合四五%を年金給付のナショナル・ミニマムとして設定するこ

職者組織化は微々たるものであった。

協力していく。

野ではあまり活動を行っていない。 ではなく、 進労組会議 唐突の感を免れえなかったため、 (政推会議) は、 同盟同様に、老人医療・年金制度改革の必要性を認め、概して福祉見直しの声には同 しかしIMF―JCへの加盟労組が中心となって一九七六年に結成した政策推 同盟はこれに反対することになった。 IMF-JCは、 社会政策の分

情的であった。

5 協力体制がこの年の春闘で初めて確立され、総評はこれに抵抗を試み、 闘を契機として弱者救済の立場から公的福祉の拡充を提唱・擁護してきた総評が衰退し、企業中心主義の立場か 派労働運動の台頭によって、組織労働は保守支配体制の一翼を担うことになり、保守連合による蓄積体制の強化に 労働戦線統一運動が開始される。こうした流れを絶えずリードしたのは、 をとる大手民間労組の主導によって、賃金抑制が繰り返される。また総評の衰退と軌を一にして、 このように福祉見直しに関して、労働は賛成・反対両派に分かれていたが、一九七〇年代後半は、一九七五年春 公的福祉の見直しに同情的であった右派労働が台頭した時期であった。国家・資本・右派労組による賃金抑制 敗れる。その後の春闘では、 IMF—JCであり、 同盟であった。右 民間主導による 労使協調路線

うるとして)は、一九七○年代後半を通じて貫徹された。労資協調による賃上げ抑制は、 る賃上げ自粛が春闘の恒例となる。一九七六、七七年の平均賃上げ率は八・八%、七八年は五・九%、七九年は六 七六年以降は一桁に抑える」という方針は、完全に実現された。「日本型所得政策」(かりにそれが所得政策と呼び ○%に終わっている。こうして一九七五年春闘において日経連が提起した「七五年の賃上げは一五%以内に抑え、 九七五年春闘における 「前年実績プラス・アルファ」という賃上げ要求方式の崩壊の後、 演出財界、 労資==労使協調によ 協賛政府自民

年春闘では「経済整合性論」として整備し、「賃上げ自粛」の論理を完成させた。 全に定着した。またIMF―JCは宮田が七五年春闘で唱えた「経済成長に見合った賃上げ」という主張を、七六 集中決戦」に、七七年にはさらに「六単産集中決戦」へと発展し、春闘相場を支配した。その後各業界の実績の違 党、主演右派労組幹部による一大イベントであった。とりわけIMF―JCの活躍が目覚ましい。七五年春闘にお いもあって、集中決戦方式は必ずしも直線的に発展したわけではないが、JC主導の春闘は、七〇年代後半には完 いて、鉄鋼と造船は「同時決着」方式を採用したが、これは翌年には電気労連、自動車総連を加えた「JC四単

のまま経済問題であることに労組が理解を示した結果であり、このことが世界の注視を浴びるに至った日本経済の として、資本の賞賛の的となっている。例えば一九八二年に大槻日経連会長は、「経済整合性論」は労使関係がそ ていた。また「経済整合性論」に基づくIMF―JCの賃上げ要求は、「健全な考え方」、「現実への正しい評価」 造船、電気、自動車各業界から各二社、計八社の労務担当重役による協議会)を結成し、労組への統一的対応を計っ こうしたIMF―JCの行動は、当然資本から歓迎された。JCの集中決戦に対して、資本側は「八社懇」(鉄鋼)

安定に大きく貢献したと絶賛している(芦村、一九八二、二八五頁)。

左翼的方針に固執していては、もはや総評の未来はないという危機意識が総評執行部を長期的展望に立った戦略の がその潮流の中に入り、そこで総評の影響力を確保しようというものであった。この転換の背景には、いうまでも 務局長ラインの基本戦略は、労働運動の「右傾化」に抗することに総評の存在意義を見出すのではなく、総評自ら 一九七五年春闘で敗れた総評は、その後新執行部によって、左から右への大方向転換を図る。槇枝議長 七五年春闘の敗北によって、従来の大衆動員による春闘の政治化という戦略が破綻したという認識がある。

は決定的なものとなり、労資協調路線は揺るぎないものになってゆく。 (3) 局一九七五年春闘において、総評が国家・資本・右派労組の包囲網に敗れ去ったことによって、労働運動の右旋回 働に絵評が乗り越えられた(つつある)ことへの焦りが滲み出ている(芦村、一九八二、一四九─一五○頁)。結 見直しではなく、「右傾化」の流れに遅れまいという短絡的行動に走らせた。「(右転回によって―引用者注) んだ社会科学的認識と知識だけを判断の基準とする教条型指導の時代は終わった」という槙枝の発言には、 じこめられてしまって足腰が立たなくなったらどうする。労戦統一は総評のウイスキーに同盟の水を割るという の主体性が失われるというが、いつまでも左の看板を背負って、だんだん小さくなり、あげくの果ては袋小路に閉 \*水割り、論で対処する以外にない」という富塚の発言、「権威主義によって号令をかける絶叫型、 青春時代に学 右派労

(3) 今一つ総評衰退のきっかけとなった事件として、実は公労協を中心とした一九七五年秋のスト権奪回闘争の敗北が挙げ 政府が一定の譲歩の姿勢を見せ、併せて当時の三木首相が鳩派として知られていたこともあって、総評・公労協は、一九 は、公共企業体等関係閣僚協議会及び同専門委員会を設け、一九七五年秋までには結論を出すという方向を示していた。 られる。一九七四年春闘では、政府は労働の攻勢に対して、五項目の合意を行い、いわゆる官公労のスト権問題について 九七六年七月三一日現在において解雇・免職二八名を含む六二万七、四二二人に及ぶ大量処分を発表している(『日本労 ら言質を得られないまま、 七五年秋スト権奪回に向け全勢力を注いだ。しかし自民党タカ派からの突き上げによって慎重となった政府サイドから何 は、 何ら成果をえずに「自主的」に中止されることになる。政府は公労協の「違法スト」に対して、 国労、動労、全逓、全電通等は、一一月二六日「スト権スト」に突入する。結局八日間に及ん

をもつところが、六二・八%から七〇・八%に増えている。一九七七年の調査では、労使共に今後重視する労使コ 使関係白書』、一九七七)。こうした動きを反映して、一九七二年から七七年の間に企業レベルの常設労使協議機関 制が検討されている。資本の間においても、一九七三年石油危機の後、労使一体となって生産性を高める必要性か 七五年一月の同盟定期大会において、「参加経済体制のために」という報告書が提出され、政策参加と労働者重役 ミュニケーション施策のトップに、労使協議制度を挙げている(稲上、一九七九、一七一頁)。 合意によって物価安定を目指すというコーポラティズム戦略を念頭に置いたものであることは明らかである。 経済同友会、日経連、日本生産性本部等が労働の経営参加を提唱している(原、一九八〇、五四―六八頁:『労 九七五年春闘を前に、宮田鉄鋼労連会長および天池同盟会長が賃金自粛論を打ち上げたが、これは社会契約的 一九

の審議会は労働産業政策に関わるものである。総評からの派遣委員も、この間二一から二九に増えているが、 によれば、労働界代表を含む政府審議会の数は、一九七三年の二八から一九八二年には三四に増加してくる。 提携を強めた結果、コーポラティズムへの労働の動きは、一挙に加速することになった。国家政策への労働参加 ドとなることは事実である。とりわけ一九七五年春闘で政策参加に意欲を持つ同盟・IMF―JCが保守連合との 制の発展は労働の体制内化・現実主義化を物語るものであり、労働が国家政策に参加するためのスプリング・ボー コーポラティズム化を表す指標として、ここで便宜上労働の政府審議会への参加状況を見てみよう。辻中豊の調査 うまでもなく、企業レベルでの労使協議制の発展が直接労働の政策参加を意味するわけではないが、 同盟

相

諮問機関に止まり、

の委員は一挙に一九から三〇に増え、総評の委員数を上回るに至っている(辻中、一九八六、二五〇頁)。

いる 団体の代表を入れてほしい。総理または副総理を政府側のキャップとして政府の 二五九頁)。産労懇を通じて、 うして産労懇の重要性が高まるにつれ、メンバー数も二五から三○へと増加している(辻中、一九八六、二五六─ 在は広く知られるようになった。福田はその後首相として、 る。また一九七五年春闘では、 といってよい。経済危機を克服する上での労働政策の重要性が確認され、 立すべく設立されたが、 での合意事項に関しては閣議で尊重するよう産労懇の機能を充実・強化ないし格上げすべきではないかと提言して けてほしい」という要求が出された。また一九七七年一月二六日の産労懇の席上、 日の産労懇では、労働側から「政府と政府職員との対話の場をつくってほしい。また政府の審議会に労働者、 多くの政府諮問機関の中で、 稲上、 一九七〇年に政府、 一九七九、 当初はあまり注目されなかった。 一七三――一七四頁)。しかしながら、こうした労働側の要請にもかかわらず、産労懇は労 労働側はコーポラティズムへの指向を、率直に表明している。 労使、 コーポラティズムの観点から最も注目されるのが産業労働懇話会(産労懇) 福田副総理が賃金抑制を労資に訴える場として産労懇を活用したため、産労懇の存 学識経験者間の相互理解を深め、 その動きが活発化したのは、 産労懇を通じて労働界とのパイプを強化していく。 労働・産業政策推進のための協力体制を確 経企庁が産労懇に常時参加するようにな (労働) 宮田鉄鋼労連委員長は、 一九七三年の石油危機以後 四団体との交渉の場を設 一九七五年二月一九 である。 産労懇

窓口を一本化することは、組織労働の影響力強化、 戦線統一 へ向けた労働の動きもまた、 労働のコーポラティズム化を示唆する現象である。 コーポラティズム実現の大前提である。 労働戦線統一への動き 労働戦線を統

いかなる意味でも国家方針を規定する権限は与えられてい

ない。

を目的とし、賃金闘争は行わない。 媒体となった。JCを中心とした春闘方式の発展から政推会議が生まれたわけだが、政推会議そのものは政策提言 影響力強化を目指す。 上したのである。七六年春闘では、JC集中決戦が実現したことは既に触れたが、一九七六年一〇月、同盟、 はや総評が『民間先行統一論』の攻勢に苦悩した時期は完全に過去」のものとなったという楽観論も生まれた(上 が現れては消えていったが、一九七四年春闘において、総評が右派労働運動を圧倒するかにみえた状況下では、「も 一九七六、二七四頁)。しかし状況は、七五年春闘で一転する。右派主導による『民間先行統一論』が、 やはり一九七五年春闘が大きな契機となった。一九六〇年代後半から左右の対立を反映した様々な戦線統一論 IMF―JC傘下の労働組合を中心とする政策推進労組会議(政推会議)が結成され、国家政策への労働の 政推会議は、既存ナショナル・センターの枠を超える存在であったため、統一運動の貴重な しかし政推会議と構成メンバーがほぼ重なる賃金闘争対策民間労組会議が、 中立

る。 世界労連を脱退し、一九四九年に国際自由労連を結成する。占領軍の後援の下に発足した総評は、当初国際自由労 対する右派労働運動、 が意図されていた。また労使協調による生産性向上をめざす「労働組合主義」は、左派による階級的労働運動に反 よる統一を確認するものであった。まず民間先行によって、官公労を拠点とする総評内左派勢力を封じ込めること こうした流れの中で、一九七八年一月には同盟が、労働戦線統一へむけた方針を公表する。そこで確認された原 一九四五年に統一的国際労働戦線として世界労連が結成されたが、その後冷戦の緊張下で、西側労組の大半は 民間先行による戦線統一、「労働組合主義」、国際自由労連志向の三つである。これらはいずれも右派主導に とりわけ同盟の長年の基調であった。国際自由労連志向については、いささかの説明を要す

七年春闘に向けて設置され、民間主導の春闘を揺るぎないものにしている。

案を支持した。

に突入した。

労働戦線統一への足掛かりとして、中立労連と新産別によって結成された総連合もまた、こうした同盟の民間先行 したがって同盟の国際自由労連志向も、 会主義圏労組との交流、世界労連への傾斜を深めていった(河上、一九八九:藤井、一九八九、四九―五五頁)。 線を打ち出すに至る。 連への加盟を行動綱領の中に掲げていたが、五一年にはこれを撤回し組織的中立を決め、六一年には積極的中立 積極的中立路線は、反米帝国主義闘争の文脈に位置づけられており、 やはり総評内の左派勢力への牽制であった。一九七八年一〇月、将来的な これによって総評は社

ては、 心とする労働戦線統一 よる労働戦線統一への動きは大きく前進する。一九八○年九月、 自由労連加盟を前向きに検討する用意のあることを表明するに至った。この総評の方針転換によって、民間先行に した単産の動きに押された富塚事務局長は一九七九年一一月国際自由労連のケルステン書記長との会談において、 日教組、 労働戦線統一の条件にすべきではないとしていたが、傘下単産である全電通が単独で国際自由労連に加盟した他、 局総評は一九七九年七月の定期大会で選別主義を認めないとしながらも、「全的統一を目指しつつ具体化に当たっ 合化労連といった総評傘下の主要民間労組は、民間先行統一に積極的であり、 総評は当初民間先行による戦線統一方式に反対であり、労働四団体の全的統一を主張していた。しかし鉄鋼労連、 民間先行を認めその目標と仮定を明らかにする」との方針を決定する。また総評は特定国際組織への加入を 自治労などが国際自由労連と結びつきの強い国際産業別組織(ITS)へ参加する等の動きがあり、こう 推進会が形成され、八〇年代における「民間先行型労働戦線統一」が具体的行動計画の段階 自動車、 電気、 総評に強く方針転換をせまった。結 電力、 鉄鋼といった大手単産を中

4

以上の労働戦線統一の動きに関しては、『日本労働年鑑』(一九八二)、芦村(一九八二)、藁科(一九九二)を参照した。

### (b) 労働と行政改

単産、 とになった。こうして官公労一九単産を含む八〇〇万人を超える労働者が「連合」の下に統一されることになった。 解散し、一九八八年には既に新産別が解散していたので、一九八○年代末までには労働四団体は全て解消されるこ る。さらに一九八九年には官公労をも統合した日本労働組合総連合会(「連合」)が発足する。これを契機に総評が 単産、五三九万人を結集する全日本民間組合連合会(「連合」)が形成され、これを契機に同盟、中立労連は解散す ティズム化・体定内化を促進する上で、決定的な意味を持っていた。 九七〇年代後半に推進された右派主導による労働戦線の統一を、民営化によって側面から支援し、労働のコーポ 導による戦線統一の最大の阻害要因たる公労協の組織力を著しく減退させたためであった。つまり行政改革は、一 官公労までを含む労働戦線統一が八〇年代に急速に進むことになったのは、行政改革による民営化路線が、右派主 七〇年代後半に始まる右派主導の民間先行統一運動は、一九八〇年代に実を結ぶ。周知の様に一九八二年、 四二五万人を結集した全日本民間労働組合協議会(全民労協)が生まれ、八七年には全民労協を母体に五五

る全面的・本格的な行政改革の提案につながる。単に政府に行革を要請するだけではなく、政推会議はみずから小 助金、許認可事項、 政推会議は、既に一九七八年の制度要求(「昭和五三―五四年度政策・制度要求と提言」)の中で、行政機構、 特殊法人等に関する整理・簡素化・合理化を求めていたが、これが翌七九年一〇月総会におけ 補

を起こしていた。 国民負担増、 自民党・財界の主張する行革は、 について』の中で、行革は国民の側から、民主、公正、効率性の視点に立ったものでなければならないとし、 素化は総評の中軸たる官公労の利益に反するからである。 行革推進の立場を鮮明にしていた。このように右派労働は、 を展開していた。 冊子、『行政改革の断行を-た。 また公務員共闘は、 人員整理等、 これに対して総評は、どちらかといえば行革に消極的であった。なぜなら、 また同盟も『行政改革の断行を――地方分権と行財政の見直しを含めて』といった文書を発表し、 一二月『行政改革に対する意見書』を政府に提出、 国民と公務員労働者の犠牲のうえに、大企業本位の行財政の温存・強化を図るものであ やめてほしいむだづかい』を発行、 赤字財政対策のために公務員の人減らしを狙ったものであると警戒心を露にして 総評は、 臨調が誕生する以前から、行革に向けた積極的な行動 行革シンポジウムを開催するなどの積極的行動 一九七九年九月に発表した『行政の民主的改革 政府のいう行革は、 行政機構 福祉切り捨てと の整理 簡

ると批判した。 評が行政改革案を持たなければ、 こうした総評、 とりわけ官公労の態度に対して、 政府・財界・納税者に包囲されることになると警告する。元総評議長太田合化労 中村鉄鋼労連委員長は一九七九年七月総評定期大会の場で、

総

惧を表明する。 推会議や鉄鋼労連の動きは、 連委員長もまた、 した批判に対して官公労は、 しかし槇枝-自ら行政改革推進会議を組織し、 - 富塚総評執行部は基本的に右派との協調路線をとっていたこともあり、 結果として総評を孤立させようとする国家・資本の戦略に加担するものであるとの危 政推会議の行革要求は日経連の政策と同じものであると切り返し、富塚事務局長も政 総評の立場は 「総論賛成、 各論反対」であると批判した。こう 政府の行政改

革方針が具体化していくと、次第に柔軟化していく。一九八○年一一月には、行革反対の立場を改め、

四団体共闘

二七日各省庁事務次官、三公社副総裁と、三〇日には中曾根行管庁長官と会談を持つ。一方、同盟、IMF―JC、 態勢を固める。行革推進会議は、行革を国民運動として促進するという目的において、資本が設けた国民フォーラ 政推会議といった行革積極推進派は、一九八一年三月一三日「行政改革推進国民運動会議」を発足させ、 会は、行革に「積極的かつ大胆に」対応していくという決定を行い、この方針に基づいて、三月二四日土光敏夫、 で行革推進のあり方について政府に要求事項を提出している。一九八一年二月に初会合を持った総評行革対策委員 ムと同趣旨のものであった。したがって宇佐美同盟会長が「総論についても日経連の考え方と同じだ。連携しあう 臨調支援

行きであった。

中で一致した問題については第二臨調に反映させたい」と労資連帯による行革推進の意向を示したのは当然の成り

行革とは、労働運動の右旋回の完了であり、保守支配体制への労働の「組み込み」の完成を意味する。 係において行革に加わったわけではなく、あくまでジュニア・パートナーとして参加を許されたという点を指摘し 資本の大代表団とは比較にならない。臨調への労働の参加は、その政策への影響という点からみて重要なのではな が、この表現にも窺われるように、 ておきたい。村松岐夫は、 (階級を超えた)全国民的支持を得たという論拠を与えた点で重要なのである。要するに、 こうして行政改革の旗の下に国家・資本・労働が結集したわけであるが、労働はけっして国家・資本と対等な関 一五四頁)。 行政改革、それによる新保守主義原則 臨調の人員構成を見ると、労働の代表は、委員二名、専門委員二名、参与三名に止まり、 臨調は「自民党主催、財界協賛、労働界参加の国民大討論会」であったと表現している 労働はあくまで国家・資本の敷いたレールに乗ったにすぎない(村松、 ――市場崇拝、「小さな政府」論、 残滓的福祉観 労働政治からみた臨調 -の再確認・強化が 一九八

る延べ二○○件を越す救済申し立てが各地の労働委員会に提出され、

八九年一〇月段階で命令の出た五二件につい

して、 という傘下単産の反対もあって、 抑制に抗議し、これにストライキを持って戦うという方針を提起するが、既に時宜を逸しており、「唐突過ぎる」 中にあったため、 の妨げにはならなかった。他の労働組織は臨調支持の立場を堅持していたし、またマス・コミは行革フィー 抑制を「不当な攻撃・暴挙」と決めつけ、激しく反発した。しかしながら総評・官公労の反対は、 で早くも明らかになる。 ところで臨調路線が具体化していくと、 総評は「単なる財政節減策に終わっている」と批判した。公務員共闘・公労協に至っては、 行革反対派は孤立していた。一九八一年一○月総評は公務員給与、 行政改革推進国民運動会議はこれを大筋で評価できるとし、 挫折を余儀なくされている。 労働内での対応に再び違いが表れた。 労働の分裂は、 年金および福祉サーヴィスの 実行への期待を語ったのに対 臨 調の第 さほど臨調路線 人員削減・ バ しの

限 て、 七 あった。 体の総評に致命的打撃となる。 行過程において、 の段階で二五万人を数えた国労組合員は八六年春には一六万人にまで減少していたが、 ってい 一時間、 主力戦闘部隊であった。その国労が、 調の提唱した公営事業の民営化は、それ自体独立に分析されるべき重要なテーマであるが、労働政治の文脈 ・えば、 国労は一九七〇年代初頭当局の生産性向上運動への反対闘争 七四年一二〇時間、 それは左派労働運動への 八七年には六万人、八九年には三万人へと激減する。民営化の段階で「組合差別があった」とす 七五年秋の「スト権スト」では一九二時間のストライキを闘う等、 国鉄の民営化に伴う国労の分断・衰退は、とりわけ左派労働運動にとって致命的 「死刑判決」に等しい。 民営化によって壊滅的打撃を受ける。 電電・専売・国鉄の三公社の民営化は、 (マル生闘争) 臨調行革路線の中で、 に さらに国鉄からJRへの移 「勝利」 Ļ 総評の中にあっ 七三年春闘 一九八〇年 官公労主

ものといえよう(小野道、一九八九、一〇一頁:藤井、一九八九)。 て全て労働側の主張が認められているという事実は、政府・経営側の国労組合員への弾圧の規模・激しさを物語る

(5) 国労組合員への採用差別、配属差別については、数多くの報告がある。たとえば、鎌田(一九八六)、丸山(一九八七、 九八八)、国労ルポ集団 (一九八八)、等を参照されたい。

繰り返され、左派労働運動を最終的に葬り去った。 家・資本との共同戦線によって包囲するという右派労働が七五年春闘において用いた戦略は、臨調行革においても このように同盟が、行革の主要目標を官公労の切り崩し、総評の弱体化に置いていたのは明らかである。 があったのに対して、臨調委員でもあった金杉同盟副会長は、「行政改革は官公労の民主化だ」と答えたという。 八一年四月一三日)。一九八一年八月の同盟全国大会において、「働く者の犠牲による行政改革には反対」との発言 ることによって官公労を主体とする総評を弱体化することができる」という読みが当初からあった(『日経』一九 最終的切り崩しこそ、同盟が行政改革に最も期待するものであったといえる。同盟幹部には、「行政改革を断行す 同盟を始めとする右派労働組織は、民営化を歓迎した。より正確にいえば、官公労攻撃による総評の権力基盤の

6 本セクションの事実関係は、特定の指示がない限り、『日本労働年鑑』(一九八三)によった。 まず、

従業員との関係では、

労働時間、

給与水準の面で欧米とは随分格差が広がってしまいました。

九八九年の年間総労働

が

.国際的摩擦の原因となっているのではないかという危惧の声が聞かれる。

## (c) 企業福祉とデュアリズム

配体制 件の改善すら実現しえなかった。その結果、今日では経営者の中からすら、日本型経営による「過度な」資本蓄積 とは言いがたい。 化に協力し、 しているとは思われない。労働組合の推定組織率は、 働の組織力・バーゲニング能力が高まっているためと考えられる。 をアウトサイダーとして放置することの政治的コストが、インサイダーとして承認するコストを上回る程度に、労 らが国家・資本と対等に交渉するだけの組織力を持つことが前提となる。換言すれば、労働の政策参加が、保守支 ム体制の確立と考えるのは早計であろう。右派労働による政策参加が、 ーセント・ラインを大きく割ることになった。 また北欧型コーポラティズムの場合のように、 以上我々は労働のコーポラティズム化を確認してきたわけであるが、これをもって日本におけるコーポラティズ への労働の 労働市場の二重構造の強化を許し、 従順かつ規律正しいわが国の労働は、 「組み込み」ではなく、 コーポラティズム的政策パターンの登場であるとすれば、 労働は国家・資本への協力、 自らの組織基盤を切り崩していったのである 結局組織労働は、 一九七〇年代中葉以降低下の一途を辿り、八〇年代には三〇 一九七〇年代後半から、 しかし右派労働は、こうした組織力強化に成功 経済危機に際して、 コーポラティズムを実現するためには、 服従の見返りを十分受け取ってい 生産性に見合った賃上げ、 自己防衛のために経営合理 (新川、 それは、 一九八九)。 労働

二%と開きが見られ、欧米とは勤労者への成果配分に格差がみられます(盛田、一九九二、一〇〇頁)。 の五年間の平均でみて、日本の七七・八%に対してアメリカは八〇・三%、西ドイツは八八・八%、そしてフランスは八九 してフランスは一、六四六時間と大きな格差が存在しています。また、労働分配率を比較してみると、一九八〇年から八四年 時間を比較してみると、日本が二、一五九時間なのに対して、アメリカは一、九五七時間、旧西ドイツは一、六三八時間、そ

経営手段化を促したためと考えられる。この点は、日本型福祉計画の下での企業福祉の展開を分析することによっ 企業主義を一歩も出るものではなかったため、そのコーポラティズム化は結局経営への労組の統合、 結果を招いたのは、 く異質のものであり、 度的福祉国家の発展を条件とする。しかしわが国における労働のコーポラティズム化は、 民主主義社会におけるコーポラティズムの確立は、強力な労働を背景とした社会民主主義的合意、それに基づく制 ころか福祉見直しは、 主導による労働運動のコーポラティズム化は、保守による福祉見直し運動を抑制することができなかった。 さらに北欧型コーポラティズムが制度的社会福祉観に基づいた福祉国家を発展させたのに対して、 本来社会民主主義勢力たるべき右派労働が、労働市場をコントロールする力量を持たず、また 残滓的福祉国家(残滓的社会福祉観に基づく福祉国家)への回帰と並行している。こうした 右派労働運動が積極的に支持した行政改革の中で、政策的に実現していったのである。 ヨーロッパ つまり労組の 的経験とは全 わが国の右派 それど

主張し、 日経連、 企業福祉が労働の権利化することを警戒していた。一九七〇年代前半の公的福祉の発展は、こうした資本 生産性本部はかねてより、生活保障としての企業福祉は公的福祉が発展するまでの暫定的役割であると

一層明確になる。

九一頁)。

のではない。

労奨励、 福祉の構想は高齢化社会への軟着陸を図るものとして用意されたものであり、 よって、 の論理によれば、企業福祉の役割を減ずるはずであった。 企業福祉はむしろその役割を増し、 三世代同居援助から成るとした上で、「中でも企業福祉の拡充は日本型福祉の一つの核と考えられる」と 社会福祉の前面に押し出されることになった。 しかし経済危機を契機とする日本型福祉社会論の台頭に それは企業福祉の拡充、 生産性本部は、 高齢者の就 日本型

指摘する。 社会保障は平等原則にもとづき、 職老後や不時の場合においてあまり落差のない豊かな生活を保障するのが中心的機能である(『労使関係白書』、一九八七、一 応能原則に基づき、 個別構成員の細かい具体的ニーズに応えて社会保障を補完して、 全国民を対象に最低生活を保障するのがその機能であるのに対して、企業福祉は、 就労時とそれ以外との間で、 すなわち退

落差の是正は全く考慮されていない点を鑑みると、これは論功行賞としての企業福祉という原則を一歩も超えるも たがってあくまで個人の就労時とそれ以外との間での生活落差を小さくしようというものであり、 個別構成員の細かい具体的ニーズに応え」るといっても、 それは 「当事者の応能原則に基づ」くものであり、 集団レベルでの

わ れるものである。右派労組は、一九七〇年代中葉の経済危機に際して、労働運動の中心課題を、賃上げから雇用 さて日本型福祉の中核たる企業福祉計画として発展してきたのが、労使共同による『生涯総合福祉プラン』とい

保障を確保するために積極的に経営に参加していく、そのような労働組合の方針を象徴するのが『生涯総合福祉プ されたものが過半数に達している(『労使関係白書』、一九八三、一五一頁)。賃金自粛を行う一方で、雇用・生活 ○○一二、九九九人規模の場合は四一・四%がそうした機関を設置しており、 以上、六八二民間組合)の二六・七%に止まるが、組合員三、○○○人を超える組合の場合は四七・七%、一、○ 的なものであったのに対して、危機以後は人事・福祉を中心に経営へ参加していこうという労組の積極的姿勢が生 は既に述べた。それ以前の労使協議制が経営側の提案を受け、その提案事項について協議するという消極的、 福祉へといち早く転換した。社会契約的立場を打ち出し賃金自粛を行う一方、経営参加への意欲を強く見せたこと 日本労働協会の調査によれば、一九八一年現在経営対策部を設けている労働組合は、全体(一〇〇人規模 しかもその内一九七五年以降に設置

の安定基盤づくりとしての環境(老後の生活保障、財産形成)が含まれ、精神的福祉には心理的環境(人間関係)、 病時の生活保障、 境(雇用・賃金)、 体系をここで簡単に紹介すると、まず総合福祉は経済的福祉と精神的福祉に分かれる。経済的福祉には、 『生涯総合福祉プラン』は流通、 一七五頁:一九八五、一四〇頁:藤田、 (労使関係・人事)、 労災時の生活保障、 健康環境(労働安全衛生、労働時間・余暇、通勤、生活環境)、不時の場合の生活保障環境 生きがい環境 繊維、 失業時の生活保障、本人死亡後の遺族の生活保障)、 食品、電気、金属加工、光学などの産業を中心に発展してきたが、その 一九八三参照)。一見して明らかなように、これは総合労働条件 (能力開発と労働の質の向上) が含まれる (『労使関係白書』、 一九 生涯的・長期的な生活 傷

人事の長期的計画であり、長期経営計画と裏表の関係にある。したがって『生涯総合福祉プラン』は、長期的生産

間関係の維持を期待」と付しているところを見れば、これは語るに落ちたといえよう(『労使関係白書』、一九八三、 した区別に、どれほどの実質的意味があるのか疑わしい。生産性本部自身、「結果としての生産性向上・良好な人 賞原則に基づくこと、 向上にあったのに対して、現代企業福祉の目的は従業員の生涯総合福祉にあると語るが、 力再生産に役立つものでなければならない」と表明している(『労使関係白書』、一九八三、一七九―一八〇頁)。 見解を示し、これに応えて経営側は率直に、「企業における福祉政策は、 るためには、「英知を集め、汗して努力し、企業の生産性を高めることが何よりも必要である」と「経営者としての 性向上プランと抱き合わせの場合が少なくなく、それは生産性向上の成果配分として位置づけられるのである。 産性本部は従前の福利厚生の目的が、 「U社労使の福祉ビジョン共同策定に当たっての考え方」を見れば、組合は高いレベルの福祉環境を実現す 生涯総合福祉が生産性向上の成果配分として位置づけられることを考えると、果たしてこう 帰属心・忠誠心の確保、 労働力の維持・培養、 経営目的達成のための手段であり、 労使関係の安定、 しかしそれが依然論功行 生産性

現金給与以外の労働費用の中で、二八・五%から一八・○%へとその構成比を大幅に減じている。これに対して法 に増加しており、これは現金給与の約三・○倍を上回っている。しかし企業福祉の指標たる法定外福利費を見ると、 割合が高まることが期待される。 険料率の引き上げによっていることがわかる(図1:『労働白書』、一九八三、一二五頁)。製造業の法定外福利費 定福利費は、 ところで労使共同による『生涯総合福祉プラン』 一九八二年には約五〇%を占めるまでに伸びており、結局現金給与以外の労働費用の伸びは、 なるほど一九七二年から八二年にかけての現金給与以外の労働費用は約三・六倍 の華々しい展開からは、 労働費用の中に占める企業福祉費用の 社会保

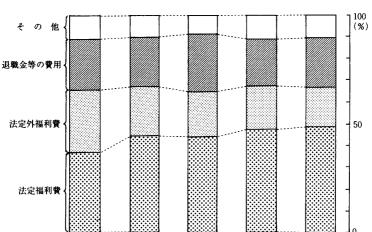


図1 現金給与以外の労働費用の内訳

(注) 「その他」には、「現物給与の費用」、「教育訓練費」、「募集費」および「その他 の労働費用」が含まれる。

53

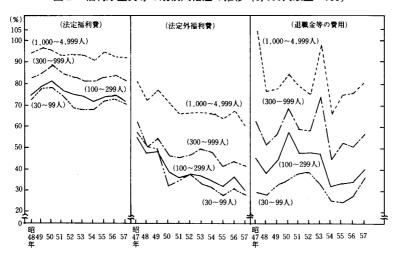
56

出所:「労働白書」(1983)、126頁。

昭和47年

50

図2 福利厚生費等の規模間格差の推移(5,000人以上=100)



出所: 「労働白書」(1983)、127頁。

業福祉は拡充されていないのである。この数字は全企業平均であるが、『生涯総合福祉プラン』 考えられる大企業レベルに限って見てみても、この結論は変わらない。五、 から○・七一○へと低下している。つまり『生涯総合福祉プラン』にいう「生産性向上の成果配分」程度にも、 けては七・四%へとダウンしている。 伸び率をみると、一九六五年から七三年にかけては年率一二・○%増加していたが、一九七五年から八○年にか 付加価値生産性に対する法定外福利費の弾性値をみても、 ○○○人以上規模の弾性値もやはり、 の中心的担い手と やはり○・八○四

○・九四四から○・八二八へと低下している(『労働白書』、一九八三、一四○頁)。

企業の法定外福利費は、 代に入って若干格差縮小の傾向が見られるものの、法定福利費、法定外福利費に関しては、 かし企業福祉の企業別格差は、一九七○年代後半拡大している。図2を一見してわかるように、退職金こそ八○年 をみれば、「賃金ドリフト」論は成り立たない(『労使関係白書』、一九八三、一五三頁:一九八五、 ほぼ一貫して、大企業(五、○○○人以上)とそれ以下の企業との格差は拡大している。一○○─二九九人規模の 『生涯総合福祉プラン』は、賃上げ自粛による賃金の「平準化」に対する見返りとして、 種の「賃金ドリフト」であると生産性本部は主張するが、法定外福利費の対生産性弾性値が低下している現実 一九七三年に五、○○○人以上規模企業の四五・九%に達した後、 生産性向上を反映させ 一九七〇年代後半以降 一九八三年には二四 一四九頁)。

柔軟な労働コストたる法定外福利費を削減することによって、経営合理化を図ったためと考えられる。 八%にまで落ちこんでいる (三〇―九九人規模では二二・三%)。こうした格差拡大は、中小企業が、大企業以上に、 九六○年代後半から七○年代後半にかけて、小企業(三○─九九人規模) における法定外福利費の付加価値生産 ちなみに

性に対する弾性値は、○・九五九から○・一七三にまで急降下しているのである(『労働白書』、一九八三、一四○

頁。 分を福祉に向けたために生じたというよりは、 デュアリズムの強化は、「賃金ドリフト」によるプラス・アルファの結果生じたのではなく、 すなわち企業福祉の規模別格差の拡大は、大企業が『生涯総合福祉プラン』を採用し、生産性向上の成果配 中小企業が大企業以上に法定外福利費を切り詰めた結果にすぎな 抑制の程度とい

うマイナスの方向において生じている。

員の不満を吸収する、 のとなっている。 たわけであるが、 たしておらず、大企業においても企業福祉は抑制されていた。ただ中小企業の状況は大企業以上に悪化していたた ていたのかというと、そこにも問題は残る。実際には『生涯総合福祉プラン』は、「賃金ドリフト」の機能すら果 ものであった。では大企業労組を中心とした労働のコーポラティズム化が、少なくとも大企業労働者の利益に適っ 作成されたが、 る日本型福祉社会論に呼応するものとして、七〇年代後半以降労使共同による『生涯総合福祉プラン』 連合による残滓的福祉観への回帰、 まり労働組合が、経営参加を通じて経営者のパースペクティヴを獲得することによって、 こうしてみてくると、 なるほど右派主導の労資協調は、 企業福祉によるデュアリズムの強化は、生産性本部の仮説とは全く逆の方向においてではあるが、実現された。 その原則は生産性向上の成果を福祉によって配分するというものであり、 この協調体制は市場に過剰順応しており、 労働組合は、 労働のコーポラティズム化は、 いわば「第二労務部」と化している(青木・小池・中谷、一九八六、五八―六〇頁)。こう 労働者の利益代表としての本来の機能を果たさずに、経営の立場にたって一般組合 労働市場の二重構造の強化、 労働のコーポラティズム化を促した。しかしこのコーポラティズム化は、 労働の利益以上に資本の利益となっていることがわかる。つ 労働者の利益を実現するという点では、 翻って組織率の低下を許している。 労資協調は一層強化され デュアリズムを強化する 保守連合によ 問題の多い が相次いで

して見てくると、『生涯総合福祉プラン』とは、賃金自粛に対する一般組合員の不満を解消するために、 「第二労務部」たる労働組合とが共同企画した象徴操作であったように思われる。

経営と

終

章

政治、 析を行い、そこに見られる共通の要因は何かを検討する。次に日本における福祉見直しの特徴を、国家内 びとして、 強化している状態)が完成されたという指摘をもって、本稿の主要目的は一応達成されたわけであるが、最後に結 によって、 れを規定したマクロな権力関係―保守支配体制の再編・強化過程から、 我々は経済危機に端を発した一九七〇年代から八〇年代前半までの福祉見直しの時代を、 及び国家―社会関係の文脈から再確認し、 若干の補遺的および要約的論考を加えたい。まず第一に福祉反動(welfare backlash) 日本的なコーポラティズムとデュアリズムとの融合(組織労働のコーポラティズム化がデュアリズムを 本稿の日本政治研究上におけるインプリケーションを明らかにす 複眼的に分析してきた。日本型福祉の登場 微視的政治過程及びそ の簡単な比較分 (官僚)

### 第一節 福祉見直しの国際比較

る。

最後に、保守支配体制の変革の可能性について、

簡単に考察する。

九六〇年代、 西側先進諸国は経済的繁栄の中にあった。表5に見る一九六○─七三年間のOECD一五 カ国の

反福祉の声が高く、 ことになった。 危機の中でも公共サーヴィスのための支出増 西ドイツといった国々の世論調査では、 しない。デンマーク、フランス、イギリス、 調査の結果は、こうした予測を必ずしも支持 の社会保険・税負担が大きい程、国民の間で 反乱」(tax revolt)としてあるならば、 の福祉見直しが、先進諸国の中で模索される までの先進一五ヵ国の平均成長率は二・六% ながら一九七○年代中葉以降先進諸国は、経 平均経済成長率は、五・一%である。 「福祉国家への合意」が崩壊し、様々な形で 済不況に見舞われる。|九七四年から八○年 へと半減している。このような事態の中で、 層大きいと予想される。 喧伝されるように、 福祉国家への反動もより 福祉反動が しかし各国の世論 「納税者の しかし 財政 国民

表 5 OPEC 15カ国の経済成長率(GDP 比較)

	1960-73年平均( [ )	1974-80年平均(Ⅱ)	I / II
オーストラリア	5.1(%)	2.6(%)	0.51
オーストリア	5.0	3.2	0.64
ベルギー	5.0	2.2	0.44
カナダ	5.6	2.8	0.50
デンマーク	4.7	1.7	0.36
フィンランド	5.0	2.8	0.56
フランス	5.6	3.2	0.57
西ドイツ	4.5	2.4	0.53
オランダ	5.0	2.2	0.44
イタリー	5.3	2.8	0.53
日本	9.9	3.8	0.38
ノルウェー	4.4	4.6	1.05
スウェーデン	4.1	1.8	0.44
イギリス	3.1	0.8	0.26
アメリカ	4.1	2.1	0.51
15カ国平均	5.1	2.6	0.51

出所: Lange & Garrett (1985), p. 803.

ŋ

福祉擁護の声が削減の声を上回っていた(Coughlin, 1980, p. 132)。

持すると答えた者が四三%であったのに対して、サーヴィスが悪化しても減税すべきだと答えた者は三七%に止ま 策を支持している。 発の結果と捉えるのが一般的であったが、実は平均的デンマーク国民は進歩党躍進の後においても、 に躍進していたからである(Esping-Andersen, 1985)。 大きな国々である を支持する声が、 一九七三年の選挙において、それまで無名の進歩党が反福祉国家反重税の綱領を掲げ、 削減を求める声を上回っていたが、これらの国々は、 (Coughlin, 1980, p. 132)。とりわけデンマークのケースが注目される。なぜならデンマークで ―九七五年の調査では、保健・社会保障サーヴィスの改善が増税につながるとしてもこれを支 進歩党の躍進は、 イギリスを除いては、 デンマーク国民の「大きな政府」への反 一夜にして議会第二党 いずれも政府支出 福祉国家的政

は、 他 化を招いても減税を支持するとの立場を表明していた。しかしこの数字は一九八〇年二月には二二%まで低下し、 義の旗を掲げるレーガンが勝利している点を考えると興味深い。イギリスにおいても、 かったが、州所得税の半減をめざした提案九号は、一九八〇年に否決されている。この年の大統領選で、 は考えていなかったことが明らかになっている(Johnson, 1987, p. 48)。さらに提案一三号ほどの注目を集めな 民の七五%は、 むしろ高まっていた。 .方政府が保健・教育・福祉に支出するのであれば増税も可とする者が五二%に達している。これらの数字は、 必ずしも国民が「小さい政府」を求めた結果ではなかった。サッチャー政権下で、 一九七三年夏「納税者の反乱」といわれた提案一三号(Proposition 13)を支持したカリフォ 公共サーヴィスの縮小を求めたわけではなく、単にこれによって公共サーヴィスの質が低下すると 一九七九年三月のギャロップ調査によれば、 三四%の回答者は、 福祉プログラムへの支持は サッチャー政権の長期支配 たとえ公共サーヴィスの悪 新保守主 ニア州

が窺われる(Johnson, 1987, p. 51)。

九八四年一二月には、それぞれ一二%、五八%となっており、公共サーヴィス拡充を求める声が強まっていること

「財政再建のためには適切な方針」とする者三四・七%を上回っていた。また特に重要なので削減すべきではない 方針に反対する者が四七・三%と、賛成する者二六・七%を大きく上回っている(『読売』 一九八一年六月一日)。 答申発表直前の調査では、財政再建のためには「福祉、教育」を含め例外なく補助金を削減するという鈴木首相の く削減しても止むを得ない」と考えられるトップは防衛(五二・五%)であり、経済協力(二二・〇%)がこれに という項目の一位に社会保障(五三・七%)、二位に教育(三九・一%)が挙げられている。ちなみに「特に厳し て、「財政再建にとらわれすぎて、行政サーヴィスの低下を招くおそれがある」と答えた者が四〇・五%にのぼり、 同年一一月の調査においても、同様の傾向が確認されている。一九八二年度の予算における歳出削減の方針に対し いっても、必ずしも福祉予算の削減に国民が熱狂的に賛成したわけではなかった。一九八一年六月、 日本においても、公的福祉に対する大衆的支持が確認されている。行政改革が国民的支持の調達に成功したと 臨調の第一次

う事実を考え併せると、大衆レベルでのイデオロギーや政策選好といったものが国家政策に与える影響は、さほど 較的小さなアメリカ、日本、そしてイギリスにおいて、残滓的福祉観に依拠した福祉見直しが国家政策化したとい 会福祉サーヴィスへの安定的支持が見られる。支出と反税意識との間に明確な比例関係が見られず、 クや西ドイツ、支出中位国であるイギリス、支出小国・福祉後進国である日本やアメリカ、全ての国において、社 要するに、社会福祉への大衆的支持は、政府支出規模に関わりなく、どの国でも高い。支出大国であるデンマー 支出規模が比

続いている(『読売』一九八一年一一月二日)。

ない。

の多数派であるミドル・クラスにとっては、下層階級への「施し」と観念される傾向があり、

この比率が高い、

つ

公的扶助は、

またローゼンベリーは、福祉国家の制度構造が福祉見直しのあり方を左右すると指摘する。

大きいものとは考えられない。

1 め、設問上様々な技術的問題がある(cf. Papadakis, 1992)。したがってここでの議論は、あくまで暫定的なものにすぎ して意見を持つことはそもそも可能なのか、回答者の政策への関心の度合いの違いを無視してよいのかといった疑問を含 世論調査において市民の政策選好を確定するには、様々な困難がある。市民が広範な、時として専門的な政策問題に関

ば 視性」の高い国々であった(Wilensky, 1981b, p. 193; 1981a)。 これは日本についても当てはまる。 ンス五九・二%となっている(橋本他、一九八五、一一五頁)。 入の根拠として、 しようとする。 が生じやすいというのである。デンマーク、アメリカ、イギリスといった国々は、直接税の比率が高く、 から生ずるのか? ウィレンスキーは税の「可視性」という要因を導入し、これによって反税・反福祉運動を説明 大衆レベルでの福祉コミットメントに大きな違いが見られないとしたら、各国における福祉見直しの違いはどこ (一九八一年現在)、日本二九・九%、アメリカ一二・一%、イギリス四一・一%、 つまり、 直間比率の是正が主張されたことは既に触れた。ちなみに租税構造の中での間接税の割合を見れ 国家が所得・財産税といった直接税に頼る度合いが高い程、 納税者の重税感は強く、反乱 西ドイツ四八・八%、 般消費税導 税の「可

まさにミドル・クラスにとっての社会保障政策であり、また保険料を払うことによって権利意識が生まれるので、 まり公的扶助の可視性が高い国では、納税者の負担感が増し、福祉反動が生じやすい。これに対して、社会保険は

ク一・四、イギリス二・三、アメリカー・九であり、フランス七・五、西ドイツ一○・四、ノルウェー七・○と際 生じた国では、 社会保険の比率の高い国では福祉反動は生じにくい。デンマーク、イギリス、アメリカといった顕著な福祉反動の 確かに押し並べて公的扶助の比率が高い。公的扶助支出を一とした場合、社会保険支出はデンマー

立った対比を示している(Rosenberry, 1982, p. 432)。

公的扶助への依存度も相対的に高いにも拘らず、労働がコーポラティズム体制を通じて制度的福祉国家を実現して 高い)場合に、福祉見直し・反動が起こりやすいという傾向が窺われる。しかしこうした指標以上に重要と思われ いたため、大規模な福祉反動は生じなかったといえる。(2) ている(藤田、 に所得課税・資産課税の占める割合が六二%に達しており、また公的扶助と社会保険との比率は一対二・一となっ の比率が高くとも、大規模な福祉反動が見られない場合があるからである。たとえばスウェーデンでは、 るのが、労働の組織権力である。労働が強力であり、コーポラティズムを実現している国では、直接税・公的扶助 このように税の可視性が高い(直接税比率が高い)、公的扶助の可視性が高い(公的扶助への依存度が相対的に 一九八四、一五五頁:Rosenberry, 1982, p. 432)。つまりスウェーデンでは、税の可視性が高く、 租税の中

2 化している(加藤、一九八五、三二六―三二七頁参照)。しかし近年こうした制度的福祉国家を支えてきた労働権力に翳 制度的福祉国家スウェーデンにおける公的扶助は、資力調査・所得調査に基づく救貧的制度としての性格が薄く、

りが見られる(cf. Pontusson, 1992; Swenson, 1991)

ポラティズム体制を持つ国々と比較した場合、幾つかの点で脆弱性を持っていた。イギリスは一九六○─七○年代 イギリス三五%、デンマーク三九%となっている(Korpi & Shalev, 1980, p. 317)。 とを示唆している。さらに両国とも左派政権を経験しており、 るものの、 組織率を見ると、 ながら、 老齢年金の発展が阻害されてきた主要因として、労働の脆弱性・分裂を指摘している(Quadagno, 1988)。 いう仮説は、 しかしながらイギリス、デンマークの労働は、スウェーデン、オーストリア、ノルウェーといった安定したコー 労働が脆弱であることが、残滓的福祉国家の形成を促すだけではなく、 イギリスとデンマークの場合は、 ノルウェー四六%と遜色のない数字を示しており、 日本だけでなくアメリカにもあてはまる。 イギリス四四%、デンマーク四九%と、スウェーデン七一%、オーストリア五五%には見劣りす 日本やアメリカの場合程単純ではない。 ジル・クォダグノの歴史的分析は、 一九四六年から七六年までの左派政党の得票率は 両国の労働が比較的強力な組織基盤を持っていたこ 福祉見直し・反動を招く要因にもなると 一九四七―七六年間の平均組 アメリカにおいて公的 しかし

会議 央集権的官僚組織基盤も持たず、その凝集性は低い(Hall, 1984, p. 35)。工場レベルのショップ・スチュワード たといえるが、 の組織権力は、 に国家・資本・労働の三頭体制による所得政策を何度か試みているが、 (TUC)が存在しているが、TUCは傘下労組を拘束する手段をほとんど持たず、またそのための強力な中 三頭体制を成功に導くだけの力はなかった。イギリスには労働の包括的全国組織として、 三頭体制を実現する程に強力であった、換言すれば労働は国家・資本が無視しえない力を持って いずれも失敗に終わっている。 つまり労働 労働組合

労組員を統率する力を持たないために、所得政策は長期的効果をあげることができなかった。ピーター・ ネットワークが実質的権力を持ち、これが中央統制の下部への浸透を妨げることも稀ではない。結局TUCが一般 の権威は持っていたが、一―二年の内に政策を反故にしてしまう一般労組員の反抗を抑えるだけの力は持たなかっ 「TUCは深刻な経済危機に際して、 一定期間の(賃金)抑制をその一一二の傘下組合に受け入れさせるだけ

た」と結論している(Hall, 1986, p. 83)。

ら一九七三年には四三・七%にまで跳ね上がっている。しかしながら社民政権下にありながら、デンマークの社会 権維持のためには右派政党に頼る必要があった。こうした脆弱性ゆえに、デンマークにおけるコーポラティズムは、 リフトによって所得政策に対抗することが可能であった。さらに社会民主党は議会で単独多数派を形成しえず、政 協力的ではなかったため、賃金抑制のため団結を維持することは困難であった。特権的な職能労組は、 契約は不安定なものにすぎなかった。労働組合は単一の中央組織に統括されておらず、複数の中央組織は必ずしも してデンマークは、 スウェーデンやノルウェーの場合のように安定したものとはなりえなかった(Esping-Andersen, 1985)。 デンマークもやはり、一九六三年にコーポラティズム体制下で、所得政策を実現している。賃金抑制への代償と 急速に福祉国家を発展させていった。公共支出の対GDP比率は、 一九六六年の三二・二%か 常に賃金ド

○―七三年間においても、 とOECD D を考慮する必要があろう。表5を再び見ると、一九七四年から八○年までの平均経済成長率は、イギリスが○・八% 労働・左翼政党の脆弱性に加え、イギリス、デンマークは一九七○年代の不況を最も深刻に被った国々である点 五ヵ国のなかで最低であり、デンマークの一・七%はこれに次ぐ低さである。これら両国は、 一五ヵ国平均の経済成長率を下回っている。とりわけイギリスの数字は、この時期にお

済の停滞に陥り、 織構造に弱点を持っていたため、コーポラティズム戦略による経済危機管理を成功させることができず、長期的経 いても一五ヵ国中最低である。要するにイギリスとデンマークには、 結局福祉反動を招いたと考えられる。 比較的強力な労働が存在していたが、 その組

3 とになる。しかしスウェーデンの場合、少なくとも一九八○年代前半までは経済成長率は低いものの、失業率は増加して 八・七%と著しい格差が見られる(Cameron, 1984, p. 144)。 いない。一九六五―八二年間の平均失業率を見ると、スウェーデン二・一%に対して、イギリス五・一%、デンマーク四 経済不況が労働に与える最大の影響は、失業率の上昇である。長期的な高失業率は、労働組合の組織基盤を揺るがすこ %となっている。一九八○─八二年間の平均では、スウェーデン二・五%に対して、イギリス一○・四%、デンマーク

# 第二節 日本型福祉と保守支配体制

(a)

残滓的福祉国家

度経済成長時には、 日本における福祉国家の発展を見ると、それが政治経済の基本構造と密接に係わるものであることがわかる。 国家政策の主要目的は資本蓄積の条件整備に向けられ、公的福祉は最小限に抑えられた。代

内の労使関係を円滑にするだけでなく、企業間の労働条件格差を拡大再生産したという点において、労働市場管理 わって企業が福祉を提供し、これによって労働者の企業への帰属意識を高める戦略が採られた。企業福祉は、

脆弱性が指摘される。 た。このように高度経済成長と見合った混合福祉体制を可能にした国家―社会関係として、一九五〇年代中葉まで に形成され、以来日本の政治経済の基本構造を規定してきた保守連合の存在、及びこれに対する反対派社会勢力の の効果的手段となっていた。さらに企業福祉は、税制上の優遇措置を通じて、資本形成のための安定的資金源となっ

自助、 金の運用には、税制上の優遇措置への見返りとして厳しい法的規制が加えられてきたが、厚生年金基金の一定額ま 〇〇億円 性を持つ。例えば、一九九○年において適格年金資産は、一一兆八、五九○億円、厚生年金基金は、二二兆五、 論理に順応した福祉として福祉「資本主義」を促進するが、その発展はまた、資本蓄積にとってより直接的な重要 用構造の変化と相俟って、労働市場のデュアリズムを拡大再生産する傾向を持つことになった。企業福祉は、 よって公的福祉を「適正規模」に抑え、「福祉社会」を実現しようというものであった。私的福祉機能としては、 そこに表れた福祉見直しの思想は、市場からの退出を社会的権利として認める、つまり労働力の脱商品化を制度化 的社会福祉観によって公的福祉の規模を抑制する方向を打ち出す。政策合理化にせよ、日本型福祉社会論にせよ、 的福祉の拡充によって反対派の懐柔を試みた。しかし経済危機が到来するや否や、制度的福祉国家を否定し、残滓 かし企業福祉は公的福祉に代わる再分配機能を持たないため、その「発展」は、七〇年代後半以降急速に進んだ雇 していくという方向で公的福祉を発展させるものではなく、市場論理・効率というものを媒介に、 保守連合は、生産第一主義の負の側面―福祉後進国日本―が可視性を増し、保守支配体制が危機に瀕すると、公 相互扶助等が指摘されるが、わが国の現状を鑑みれば、 (一九八九年現在)に達している(新井・五島、一九九一、八七頁:庄司、一九九〇、 その中核は必然的に企業福祉ということになる。 五七頁)。企業年 私的福祉機能に

に

「収斂の終焉の終焉」が話題になる可能性もなしとはしない。

での自家運用が認められる等、 とってだけではなく、 個々の企業にとっても今後益々高まっていくものと考えられる。 規制緩和が進んでおり、 資本形成手段としての企業年金の重要性は、 資本一般に

ことを意味するものではない。高齢化社会に対応した公的福祉の負担増は、 家への回帰という場合、二つの点に留意する必要がある。 る。 祉 化を制度化していく、つまり社会福祉を社会的権利として確立していくという観点からは、高い評価は得られまい。 制 社会的拮抗力の不在という事態を生じさせ、 権を保護する従業員退職所得保障法 もいえるアメリカにおいては、 あくまで理念型であって、 本主義」であることに変わりはない(cf. Jones, 1985)。第二に、制度的福祉国家、残滓的福祉国家という概念は、 に基づいた制度の拡充・社会支出増は、支出レベルの低い福祉「資本主義」とは区別されるとしても、 社会支出増が直ちに福祉「資本主義」から「福祉」資本主義への移行をもたらすわけではない。 度的拡充も当然必要となる。 保守連合による残滓的福祉国家の形成が円滑・迅速に進んだ背景として、汎福祉勢力の著しい衰退が指摘され の重要性が高まっているという報告がある(村上、 公的福祉 の擁護・ 推進を提唱した革新自治体や左派労働の政治的影響力の減退が、保守連合に対する効果的 現実の福祉国家が一方に完全に包摂されることはあり得ない。 しかしそうした発展が残滓的社会福祉観に基づくものである限り、 企業福祉への公的規制が強化されているし(例えば労働者の企業年金に対する受給 通称エリサ法の制定)、 結果として効率的な福祉見直しを可能にした。ところで残滓的福祉国 一九八九、 第一に、それは日本が再び福祉後進国へ回帰したという スカンディナヴィア諸国においても、 一七七頁以下:Shalev ed., forthcoming)。 不可避的に進行していくであろうし、 残滓的福祉国家の代表と 残滓的社会福祉 労働力の脱商品 依然福祉「資 近年職 将来的 域福

#### (b) 国家——社会関

見直しへの合意を生んでいったのである。 異なる政策視点を持ち、 済官僚と社会官僚という類型を考え、両者の対抗関係を国家内における社会政策過程の中心に位置づけた。 七九:村松、一九八一:Muramatsu & Krauss, 1984; 1987 等参照)。我々は、福祉国家を巡る官僚の分岐として経 うしたモデルでは、官僚内部の分岐や政治指導が政策に与える影響が、過度に軽視される傾向がある(大嶽、一九 チャーマーズ・ジョンソンの「発展的国家」モデルは、こうした見解の代表といえる(Johnson, 1982)。しかしこ は、 有能かつ強力な官僚が国家を操作し、合理的・効果的な経済成長政策を実現しているというわけである。 もしくは俗説的に捉えられた日本政治の特徴は、ステイティズムに適合的なものである。すなわち日本で 対立の契機を孕みつつも、 各々の観点からの政策的合理性の追求が、 結局両者の間に福祉 両者は

ŋ は 幅な政策変化を決定する場合には、 策的合理性によってではなく、政治的判断によって決定されたのである。新たな政策・制度を発足させる場合、 ズム的仮説から日本における福祉国家の発展を説明することは困難と思われる。政策の方向性・タイミングは、 た官僚サイドの政策的合理性の追求が、社会政策の自律的決定要因ではなかったという点を鑑みると、ステイティ このように無前提に国家官僚を統一的アクターとして捉えることは不可能であるし、 政策作成・遂行への政治的決断が強く要請される。自由民主主義体制においては、危機における最終的決定は 危機管理の場合である。危機とはそもそも、官僚的ルーティーンでは効果的な処理が不可能な事態を指してお 政治的リーダーシップの重要性が高まる。政治的指導がとりわけ顕在化するの またいずれにせよ、こうし 大

略によって資本蓄積体制を再編・強化し、

制度的福祉国家への道を閉ざした。

では、

協調を基調としながらも、

常に対抗・緊張関係が見られる(cf. Katzenstein, 1978; Pempel, 1989)。

配体制への異議申し立てが力を持ったが、経済危機を契機としてこれら諸勢力は衰退し、 けてきた。一九六○年代後半から七○年代にかけて、 で資本が労働を圧倒し、 目標が再選・政権維持にある以上、社会的権力関係によって規定されることになる。 国民を代表する政治的指導者が下さねばならず、彼らはこうした責任を、 (cf. Dunleavy & O'Leary, 1987, pp. 168-169)。ところで政治的指導のあり方は、 国家との間に保守連合を形成し、これが日本における福祉国家発展を長期に渡って方向づ 一時的に市民運動・革新自治体・左派労働運動による保守支 他のいかなる個人・機関に委ねることも わが国では、 保守連合は新自由主義戦 政治的 経済復興の過程 公職者

財界・ 力エリー 立的なものではなく、 化するという事実は、 のであるが、それはまた、 の である。保守連合モデルは、 保守連合という概念は、 権力三角形」の存在を指摘する点で、 福祉国家のあり方という国家の蓄積戦略の根幹に係わる決定においては、保守連合という権力システムが顕在 経済界、 モデルが想定する一枚岩的権力集団の存在は、保守連合モデルでは否定されている。 各々は独自の利益を追求することによって「連合」を形成しているのであって、 生産第一主義的偏向を持つものであることを示唆している。保守連合モデルは、 日本の政治アリーナが開放度を増しているにせよ、それが依然多元主義の予想するような中 多元主義モデル、 国家政策を考える上での国家―社会関係の重要性を示唆し、 多様な社会集団が等しく政治的影響力を持ちうるという多元主義モデルに疑問を呈す 権力エリート・モデルとの親近性を持つ(cf. Fukui, 1977)。 権力エリート・モデルや道具主義的国家モデルとも一線を画するもの 国家中心主義を否定するも したがって連合内 官僚、 政 自民党、 しかし権 官・財

内部における支配的セクターを固定化・特定化しようという作業は、不毛な試みに終わる可能性が高 情報量によって、 惑から、保守連合は一致団結して行政改革に臨んだのであって、これを資本による国家支配の事例と考えることは ターが支配的かという問題に、一義的な回答を与えることは困難である。保守連合内のダイナミズムを考慮すると、 不可能である。また政治的判断が政策の方向性・タイミングを決定するといっても、 として捉えることが妥当であろう (大嶽、一九七八参照)。さらに行政改革に関していえば、土光臨調の方向性が 本国内の需要拡大を求める国際世論があったことを考え併せると、政府と財界との関係は、むしろ機能的協力関係 るものとは考えにくい。国家は一般に資本蓄積の好条件を維持しようとすること、さらに当時の特殊事情として日 得力があるように思われる。しかし一九七〇年代後半に見られた国家財政の膨張が、単に財界の政治的影響力によ じて国家を支配しているのであれば、我々は道具主義的国家観へと引き戻されることになる。一九七○年代後半に 大蔵省の持つ専門能力・情報によって大きく規定されていたことは、既に述べたところである。財界による増税回 おける財界の国家財政への圧力、 保守連合内における緊張・対立にもかかわらず、保守連合優位は社会的対抗勢力との関係において際立って では政治・官僚・資本の中で、どのセクターが最も有力と考えられるのであろうか? 官僚が最も優位であると 大蔵省による財政再建、厚生省による社会保障制度の統合・合理化、さらには個々の政治家の野心、 既に否定された。 政治的判断に影響を与えうることは否定しえない。要するに、保守連合内部において、 しかし政治が資本の手段ではないのかという疑問は、依然残る。 行政改革で示された財界のイニシアティヴを見ると、こうした考えにも一定の説 官僚が、その専門性・圧倒的 資本が自民党を通 どのセク 様々な思

る。

とりわけ一九七○年代後半以降、保守連合への反対勢力の組織化・動員は皆無に等しい状態にある(突発的事

件として、保守支配体制への国民的反発が高まることはあっても)。行政改革の中で見られた国家・資本・労働の 大同団結は、 保守支配体制の一つの完成された姿を示していた。 しかしいかなる支配体制も永久たりえない。

支配体制の完成は、皮肉にもその崩壊を暗示しているのかもしれない。

## 第三節 保守支配体制を超えて?

から、 る。 新を含む様々な方法で行われたが、その中で中心的位置を占めたのが日本的労使関係の強化にあったことに異論は 制 配体制を維持しようという声が、既に保守連合内部から発せられてる。より本稿の関心に引きつけて保守支配体制 性・攻撃性として現れてきている。 よって国際競争に勝利しているというリヴィジョニスト達の批判に明らかなように、 あるまい。 の存続・変革という問題を考えると、一九七〇年代経済危機を契機として保守連合によって推進された資本蓄積体 た蓄積体制によって日本経済は国際競争における優位を占めたわけであるが、それはまた、 て最も脆弱なセクターは、 の再編・強化が、 保守支配体制の崩壊・変革への可能性は、どこに見出しうるのであろうか? 既に紹介したように、こうした状況への反省の声は、 自民党による政権担当が困難な事態を見越して、最終的には自民党の解党を含む政界再編によって、 労働組合は会社のため、 まさにその崩壊を促進するのではないかという可能性が指摘される。 選挙の洗礼を受けなければならない自民党である。 サーヴィス残業や賃金抑制を認め、 翻って国内をみれば、 経営者の間にも生まれている。 それは過労死すら生む貧しい社会的状況を創りだしてい 企業の生産性向上に協力してきた。 まず制度的にみて保守連合内にお 自民党の長期的な集票能力の低下 国際的に見て日本経済の侵略 蓄積体制の強化は技術革 日本は異なるルールに 保守支 こうし

敗戦直後の社会民主主義の挫折以後、右派労働組合は経営者の良きパートナーとして、自由主義的資本蓄積、

切ってきた。適切な選択だった、と信じる。しかし、その努力は我々の処遇に反映されず、対外摩擦の激化をもた 恥ずかしいことだ」と嘆いている。右派主導による労働戦線統一に指導的役割を果たした金属労協(IM るのに対して、実質賃金の伸びが五・三%に止まっている事実を、「景気絶好調でも、この程度。労働組合として 点を反省している。また連合の山田精悟事務局長は、一九八七─九○年度の間に企業の経常利益が六七%伸びてい らした」と語り、過剰な労使協調が組合員の利益に反するばかりか、他国経済に対して攻撃的なものとなっている 年春闘を前に、電機労連鈴木勝利書記長は、「我々は経営の良きパートナーとして、石油危機や円高不況を乗り 働の封じ込めを図り、 守主義的・企業主義的労務管理に協力してきた。とりわけ一九七〇年代の経済危機以後は、保守連合と共に左派労 組合組織率の低下を許しているばかりか、傘下組合員の利益すら守りえない状態に陥っている。一九九二 保守連合による資本蓄積体制の強化に加担してきた。その結果、組織労働は、デュアリズム F |

場から生産性向上を通じての労働者の福祉向上を目指し、制度的福祉国家への指向性は弱かった(渡辺、一九九〇、 日本における社会民主主義の可能性は、 戦後一時期を除けば皆無に等しかった。右派労働組合は、企業主義の立

JC)の得本輝人議長は、こうした事態打開のために企業主義からの脱却を説いている(『朝日』一九九二年二月

社会民主主義の可能性が生まれることはなかった。なぜなら、制度的福祉国家を実現しうる労働勢力とは、資本主 る総評が、一九七〇年代戦略として、社会保障制度要求を前面に押し出すことになった。しかしこうした状況から、 二〇二―二〇三頁)。これに対して、福祉国家を資本主義の延命策として本来否定的に捉える左派勢力に支配され 日本の政治は政・財・官の三頭制支配モデルに適合的といえるが、実はマス・メディアがこうした権力エリート構 が強力な権力集団と見なされていることを発見する。彼らによれば、マス・メディアという要素を考慮しなければ、 調に否定的な社会主義勢力が皮肉にも制度的福祉国家を提唱することになった。ここに、 た労資協調路線が可能になるからである。 義の枠内において労働力脱商品化のチャンスを制度化しようとする勢力であり、 ところが日本における右派労働は、 あまりに企業主義的であり、 それ故にこそ社会的契約に基づい

組合が、 統一が、 には、 年代前半という局面に限れば、 劇があった。 力闘争のダイナミズムが見られた。 ば強めるほど、これへの対抗上、右派は保守連合との連帯を強めていった。そこには、「敵の敵は味方」という権 の左派労働運動の「巻き返し」という事情があった。総評が国民春闘路線によって保守連合との対決姿勢を強めれ の下に統一された今日、 が、 保守支配体制変革への今一つの重要な契機は、 しかしこうした矛盾は、 従来の現実主義・柔軟路線に、 興味ある議論を展開している。 社会民主主義・制度的福祉国家への可能性を、 労働としての組織利益を侵すまでに保守連合との連携を強めていった背景の一つには、一九七〇年代前半 組織労働は労働としての自己再確認を迫られている。 左派労働運動の崩壊によって解消されつつある。 保守支配体制を補完するものであったが、 しかし労働内における権力闘争に一定の決着がつけられ、 保守連合との馴れ合いを排す原則的態度を加味することも必要となろう。 彼らは評判法を用いて権力集団の確定を行い、 マス・メディアである。 たとえ僅かとはいえ高めたことは否定しえない。 この点については、 長期的に見て現実主義路線下での労働の 右派労働による労働戦線統一は、 労働が労働としての利益を守るため 日本においてマス・メディ 日本労働運動の矛盾・悲 蒲島・ブロードベン 組織労働が 右派労働 連合」 労資協 八〇

力関係に影響を与える 九七〇年前後の政治状況をみれば、蒲島・ブロードベントが主張するように、マス・メディアが権力システムを開 もったと思われるし、 る議題設定過程では、 報提供によって問題提起を行ったり、社会的集団に一定のイメージを与えたりすることによって、 造から排除された社会集団を包括し、その選好を政治システムに注入する機能を果たしている。マス・メディアそ 政治的アリーナの中の直接的利害関係者ではなく、その中で直接的影響力を行使することはないが、 市民運動や革新自治体の活躍も、マス・メディアの好意的報道抜きには語れない。つまり一 新聞・雑誌による反生産第一主義キャンペーンや老人問題への取り組みが決定的な意味を (Kabashima & Broadbent, 1986; 蒲島、一九八六:一九九○)。一九七三年の福祉元年に至 アクター

放し、多元主義を促進するという機能を果たしたといえる。

であれば、多元主義を促進すると楽観的に考えることには疑問がある(蒲島、一九九〇)。中立を建前とするマス・ 資本の僕であるということを意味するものではない。ただ蒲島のように、マス・メディアがイデオロギー的に中立 は保守連合の意図に沿った報道を行っており、むしろ保守支配体制を強化する役割を果たしていたといえよう。 美濃部都政に関する報道)、病院の「老人サロン化」、土光臨調に関する煽情的報道等々を見ると、 チェックする場合もあれば、それに協力する場合もあるからである。例えば地方自治体財政赤字の報道(とりわけ しかしこうしたマス・メディアの機能を、過度に評価することはできない。 日本のマス・メディアのイデオロギー的中立性が低いとか、況んやマス・メディアが保守連合の、 事実を報道しようとするのが、「中立的」態度であろう。しかし権力中枢に位置する保守連合が、情 独自の選択基準を持たず、「事実報道主義」を標榜する。その場合当然、 マス・メディアは、 政治的経済的社会的重要性 マス・メディア 保守支配体制を あるい

報道操作に対して、 報量において他の社会勢力を圧倒しているという事実を考えれば、「事実報道主義」なるものは、保守連合による いささか無防備ではないかと思われる。自民党政府による革新自治体攻撃や大蔵省による財政

るものが、権力による報道操作に対してナイーヴであることを示している。 権力による周到なマス・メディア操作は、臨調の参謀であった瀬島龍三の発言から、 窺い知ることができる。 瀬

硬直化キャンペーンのマス・コミ報道を見ると、残念ながら政治的立場を明確に打ち出さない「事実報道主義」な

島はいう。

ば ……われわれは、「日本はこのままではいけない。 いけないのだという国民レベルの流れをつくることがまず第一に必要だと考えました。そういう空気なしにはとても行政改 まだ感じていないが病気をもっている」、ここで日本は自己改革をしなけれ

革は出来ないと思ったのです(瀬島、一九八三、一三三頁)。

国民の意識を変える最良の手段は、マス・メディアを味方につけ、これを通じて臨調の活動・狙いを国民に報道

に一部の委員や会長が「個人的見解」を洩らし、報道を一定方向へコントロールするという戦略が採られた。 る 報はできるだけマス・コミに洩らし、国民に問題意識を与え、一つの流れをつくるという方法をとったと述べてい は固有名詞は洩れると組織から派遣されている委員の自由な発言が困難になるため、これは秘密にしたが、他の情 してもらうことである。そのために臨調の議事を原則として非公開とし、マス・コミ各社の取材競争を煽り、 一九八六、三八―三九頁)。また臨調二年間の活動で答申を数次にわけたのも、 対マス・コミ上の考慮 そこ

喚起し、国民に絶えず問題意識を持たせようと試みたというわけである(神原、一九八六、二〇九頁)。 答申だけに集まり、 があったと告白している。活動を終わるにあたって最後に答申を出すのでは、マス・コミの注目は発足時と最後の 中だるみは避けられない。そこで数ヵ月に一本の答申をだして、マス・コミの注目を定期的に

民が評価しうる可能性を高めることこそが、マス・メディアの権力チェック機能を高める方途であろう。 解を与える点で、有害ですらある。個々のマス・メディア機関が政治的立場を明らかにし、各々の立場・ 極めて高い。それはまた不可能な「中立」を標榜することによって、国民に事実のみを報道しているかのような誤 保守連合の圧倒的情報量を鑑みれば、「事実報道主義」が保守支配体制を強化する機能へと傾斜する可能性

保守支配体制が様々な矛盾を噴出させていることも事実である。こうした諸矛盾が保守連合内部の対応によって解 情報化社会におけるマス・メディア、各々が占める戦略的位置を考えれば、両者が変革への大きな鍵となることに 決されるのか、 チェック機能について簡単に考察してきたが、いずれもロング・ショットの感は否めない。しかしまた長期に渡る 以上我々は保守支配体制変革の契機として、労働による社会民主主義路線の可能性、マス・メディアによる権力 あるいは新たな統治体制を要請するのか、なお慎重な検討を要しようが、経済における労働、高度

\*本稿作成にあたっては、 新潟大学商業短期大学部助教授池上岳彦氏より貴重な助言をいただいた。 記して謝意を

間違いはあるまい。

表したい。

伊藤光晴

一九七五

### 参照文献(アルファベット順)

\*新聞に関しては、各紙縮刷版を利用しているが、参照文献リストには含まれていない。

#### [日本語文献

青木昌彦・小池和男・中谷巌 一九八六 『日本企業の経済学』TBSブリタニカ。

新井鋼太郎・五島淺男 一九九一 『退職金・年金制度の設計と運用』経営書院。

有田光雄 一九九一 『自治体労働運動――過去・現在・未来』労働旬報社。

芦村庸介 一九八二 『大企業労使の喧嘩祭り』日本労働協会。

『地方財政白書』 各年 自治省。

藤井昭三 一九八九 『(連合) の誕生』労働旬報社。 『地方財政統計年報』 各年 地方財務協会。

藤田至孝 一九八三 『生涯総合福祉プラン』産業労働調査所。 藤田晴 一九八四 『福祉政策と財政』日本経済新聞社。

橋本徹他 一九八五 『基本財政学』有斐閣。 原野人(一九八〇)「労働者懐柔政策」松尾均他『福祉体制の終焉と八〇年代』労働教育センター、五四―六八頁。

稲上毅 日比野登 一九七九 「ここまで来た労組の政策参加」『中央公論』(四月)、一七〇―一八一頁。 一九八七 『財政戦争の検証――美濃部都政崩壊の研究』第一書林。

「地方財政打開への道」『朝日ジャーナル』 (三月三〇日)、五五―六〇頁。

神一行 一九八六 『自治官僚』講談社。

蒲島郁夫 一九八六 「マスメディアと政治――もう一つの多元主義」『中央公論』(二月)、一一〇―一三〇頁。 一九九〇 「マスメディアと政治」『レヴァイアサン』(秋)、七―二九頁。

鎌田慧 一九八六 『全記録国鉄処分』柘植書房。

上之郷利昭 一九七五 「革新自治体の栄光と悲惨」『文藝春秋』(三月)、九二―一二四頁。 ─── 一九七九 「内務省の復活」『文藝春秋』(三月)、二一○─二三六頁。

一九八六 『転換期の政治過程』総合労働研究所。

神原勝

加藤栄一 一九八五 「福祉国家財政の国際比較」『福祉国家3』東京大学出版会、二七一―三五〇頁。

河上進 一九八九 「これからの国際路線を問う」大塚・中野・小野道他『総評解散』労働教育センター、二五二―二七〇頁。

国労ルポ集団 一九八八 『いまJRで何がおこっているか』教育資料出版会。

丸山昇 一九八七 『JR残酷物語』エール出版社。 熊沢誠(一九八二)「スト権スト・一九七五年日本」清水慎三編著『戦後労働組合運動史』日本評論社、四八三―五二六頁。

上妻美章 一九七六 『春闘』労働教育センター。

———— 一九八八 『新JR残酷物語』エール出版社。

盛田昭夫 一九九二 「『日本的経営』が危ない」『文藝春秋』(二月)、九四―一〇三頁。

村上清 一九八九 一九八一 『年金制度はどうなるか』東洋経済新報社。 『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社。

一九八三 「第二臨調を採点する」『中央公論』 (六月)、一四六―一五九頁。

新川敏光

一九八四

鳴海正泰 一九七五 「人件費攻撃に反論する」『中央公論』(五月)、九五―一〇一頁。

『日本労働年鑑』 各年 大原社会問題研究所。

小野道浩 一九八九 「総評四〇年の検証」大塚・中野・小野道他『総評解散』労働教育センター、三―一〇四頁。

大嶽秀夫 一九七八 「現代政治における大企業の影響力①」『国家学会雑誌』(九一―五)、二七一―三四二頁。

------ 一九七九 『現代日本の政治権力経済権力』三一書房。

『労使関係白書』 各年 日本生産性本部。

瀬島龍三 一九八三 「行革清談」『中央公論』(五月)、一二九—一三五頁。

九八九 「デュアリズムと現代日本の政治経済」『レヴァイアサン』(五号)、一五〇―一六六頁。

「一九七五年春闢と経済危機管理」大嶽秀夫編著『日本政治の争点』三一書房、一八九―二三二頁。

九九一 「社会統合の危機と福祉国家」『法政理論』(二三―三・四)、一七―六五頁。

庄子博一 一九九〇 「厚生年金 ″運用の改善にも課題〟」『賃金と社会保障』 (九月)、五六―五七頁。

田原総一朗 一九八〇 「自民党政権 T.O.K.Y.O. 作戦の尖兵 鈴木俊一東京都知事」『中央公論』(九月)、二二三―二四七頁。

高寄昇三 一九七八 『地方財政の改革』勁草書房。

----- 一九八一 『地方政治の保守と革新』勁草書房。

辻中豊 一九八六 「現代日本政治のコーポラティズム化」内田満編『政治過程』三嶺書房、二二三―二六二頁。

内仲英輔・坂東愛彦 一九七九 『美濃部都政-―その致達点と限界』(朝日新聞社内報 一七九)朝日新聞調査研究室。

若宮啓文 一九七八 「地方自治を内側から問い直す」『朝日ジャーナル』 (六月三〇日)、三二―三五頁。

栗科満治 一九九二 『連合築城』日本評論社。

成辺治 一九九〇 『「豊かな社会」日本の構造」労働旬報社。

#### [英語文献

Camreon, David. 1984. "Social Democracy, Corporatism, Labour Quiescence, and the Representation of Economic Interest in Oxford University Press Advanced Capitalist Society." Pp. 143–178 in Order and Conflict in Contemporary Capitalism, edited by J. Goldthorpe. Oxford:

Coughlin, Richard M. 1980. Ideology, Public Opinion and Welfare Policy: Attitudes toward Taxes and Spending in Industrial Societies. Berkeley: Institute of International Studies

Dunleavy, P. and B. O'Leary. 1987. Theories of the State. London: Macmillan.

Esping-Andersen, G. 1985. "Governmental Responses to Budget Scarcity: Denmark." *Policy Studies Journal* 13: 534–546

Fukui, Haruhiro. 1977. "Studies in Policymaking: A Review of the Literature." Pp. 22–59 in Policymaking in Contemporary Japan. edited by T. J. Pempel. Ithaca: Cornell University Press

Hall, Peter. 1984. "Patterns of Economic Policy: An Organizational Approach." Pp. 21–39 in State in Capitalist Europe, edited

by Stephen Bornstein, et al. London: George Allen and Unwin.

Johnson, Chalmers. 1982. MITI and the Japanese Miracle. Stanford: Stanford University Press

Johnson, Norman. 1987. The Welfare State in Transition. Amherst: University of Massachusetts Press.

Jones, Catherine. 1985. "Types of Welfare Capitalism." Government and Opposition 20: 328-342

Kabashima, I. and J. Broadbent. 1986. "Referent Pluralism: Mass Media and Politics in Japan." Journal of Japanese Studies 12: 329 - 361

Katzenstein, Peter J. 1978. "Domestic Structures and Strategies of Foreign Economic Policy." Pp. 295–336 in Between Power and

Plenty, edited by Katzenstein. Madison: University of Wisconsin Press

Lange, Peter M. and G. Garrett. 1985. "The Politics of Growth: Strategic Interaction and Economic Performance in the Advanced Korpi, W and M. Shalev. 1980. "Strikes, Power and Politics in the Western Nations, 1900-1976." Political Power and Social Theory 1: 301-334

Muramatsu, M. and E. Krauss. 1984. "Bureaucrats and Politicians in Policy-Making: The Case of Japan." American Political Sci-

Industrial Democracies, 1974-1980." Journal of Politics 47: 792-827

nomy of Japan vol. 1, edited by K. Yamamura and Y. Yasuba. Stanford: Stanford University Press ence Review 78: 126-146

Papadakis, Elim. 1992. "Public Opinion, Public Policy and the Welfare State." Political Studies XL: 21-37

Pempel, T. J. 1989. "Japan's Creative Conservatism—Continuity and Challenge." Pp. 149–191 in *The Comparative History of Pub*lic Policy, edited by F. G. Castles. Cambridge: Polity Press

Pontusson, Jonas. 1992. "At the End of the Third Road: Swedish Social Democracy in Crisis." Politics and Society 20: 305-332

Quadagno, Jill. 1988. The Transformation of Old Age Security. Chicago: University of Chicago Press

Rosenberry, Sara A. 1982. "Social Insurance, Distributive Criteria and the Welfare Backlash: A Comparative Analysis." British Journal of Political Science 12: 421-447.

Shalev, Michael, ed. forthcoming. Occupational Welfare and the Welfare State in Comparative Perspective.

Swenson, Peter. 1991. "Labor and the Limits of the Welfare State." Comparative Politics 23: 379-399.

Wilensky, H. L. 1981 a. "Leftism, Catholicism, and Democratic Corporatism: The Role of Political Parties in Recent Welfare

State Development." Pp. 345-382 in The Development of Welfare States in Europe and America, edited by P. Flora and A. J.

Heidenheimer. New Brunswick: Transaction Books.

Welfare State." Pp. 185-195 in The Welfare State in Crisis. OECD: Paris.